

新規事業採択時評価結果一覧表（公共事業関係費）

【河川事業】  
（直轄）

事業名 事業主体	総事業費 （億円）	便益（B）		費用（C） （億円）	B / C	その他の指標による評価
		総便益 （億円）	便益の主な根拠			
北上川上流特定構造物改築事業 （JR衣川橋梁） 東北地方整備局	65	170	浸水戸数 380戸 浸水農地面積 280ha	65	2.6	・平成14年には、平泉町等で16戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に3回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、衣川のネック部を解消する。
信濃川特定構造物改築事業 （大河津可動堰） 北陸地方整備局	410	2,870	浸水戸数 46,542戸 浸水農地面積 19,189ha	357	8.0	・当該事業の実施により、信濃川のネック部のひとつを解消する。
木曾川上流特定構造物改築事業 （犀川統合排水機場） 中部地方整備局	56	272	浸水戸数 5,442戸 浸水農地面積 630ha	50	5.5	・当該事業の実施により、床上浸水等の内水被害を軽減する。
佐波川特定構造物改築事業 （新峪堰） 中国地方整備局	45	189	浸水戸数 2,619戸 浸水農地面積 515ha	46	4.1	・当該事業の実施により、佐波川のネック部を解消する。
筑後川特定構造物改築事業 （大刀洗水門） 九州地方整備局	36	220	浸水戸数 4,436戸 浸水農地面積 1,735ha	38	5.8	平成13年には、北野町で40戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に5回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、平成13年水害の被害を軽減する。
阿武隈川水防災対策特定河川事業 （丸森・梁川地区） 東北地方整備局	60	76	浸水戸数 63戸 浸水農地面積 38ha	64	1.2	・平成14年には、丸森町・梁川町で38戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、平成14年水害の被害を解消する。
久慈川水防災対策特定河川事業 （東連地地区） 関東地方整備局	7	14	浸水戸数 46戸 浸水農地面積 4ha	6.4	2.1	・水府村では、過去10年間に4回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、近年水害の被害を解消する。
球磨川水防災対策特定河川事業 （一勝地地区） 九州地方整備局	22	39	浸水戸数 76戸 浸水農地面積 1ha	22	1.8	・平成5年には、熊本県球磨村で37戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、平成5年水害の被害を解消する。
太田川床上浸水対策特別緊急事業 （出島地区） 中国地方整備局	32	6,460	浸水戸数 23,750戸 浸水農地面積 14ha	39	166	・平成3年には、広島市出島地区で610戸の浸水被害が発生しているなど、平成3年以降に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、平成3年水害の被害を解消する。

大淀川床上浸水対策特別緊急事業 (富吉・萩原地区) 九州地方整備局	60	123	浸水戸数 840戸 浸水農地面積 130ha	56	2.2	・平成2年には、宮崎県宮崎市、高岡町で81戸の浸水被害が発生しているなど、平成2年以降に3回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、平成2年水害の被害を軽減する。
最上川中流消流雪用水導入事業 東北地方整備局	9	17	代替法(時間単価1,542円/時間・人、 年間除雪日数60日等)	8	2.1	・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 等
庄内川水環境整備事業 中部地方整備局	37	610	CVM法(WTP10,780円/年・世帯、世帯 数527,675世帯)	39	15.7	・河川環境の状況 ・河川及び周辺の利用状況 等
円山川自然再生事業 近畿地方整備局	46	81	CVM法(WTP696円/月・世帯、世帯数 64,294世帯)	39	2.1	・植生等の河川環境の状況 ・史跡、名勝、文化財等
松浦川自然再生事業 九州地方整備局	9	32	CVM法(WTP416円/月・世帯、世帯数 34,843世帯)	9	3.7	・植生等の河川環境の状況 ・史跡、名勝、文化財等

(補助)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益(B)		費用(C) (億円)	B/C	その他の指標による評価
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			
雨竜川基幹河川改修事業 北海道	27	29	浸水戸数：23戸 浸水農地面積：210ha	25	1.2	・平成11年には、幌加内町で11戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に10回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、平成11年水害の被害を解消する。
小波津川基幹河川改修事業 沖縄県	78	361	浸水戸数：806戸 浸水農地面積：54ha	63	5.7	・平成11年には、西原町で136戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に4回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、平成11年水害の被害を解消する。
思川鉄道橋・道路橋緊急対策事業 栃木県	45	339	浸水戸数：208戸 浸水農地面積：164ha	41	8.3	・平成10年には、小山市で49戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に11回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、思川のネック部を解消する。
布施谷川鉄道橋・道路橋緊急対策事業 新潟県	15	68	浸水戸数：343戸 浸水農地面積：618ha	14	5.0	・平成7年には、三条市で27戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に3回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、布施谷川のネック部を解消する。

鎌田川鉄道橋・道路橋緊急対策事業 山梨県	45	536	浸水戸数：886戸 浸水農地面積：45ha	48	11.3	・平成12年には、田富町で54戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、鎌田川のネック部を解消する。
黒瀬川鉄道橋・道路橋緊急対策事業 富山県	31	52	浸水戸数：1322戸 浸水農地面積：173ha	28	1.8	・昭和60年には、黒部市で140戸の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、黒瀬川のネック部を解消する。
由良川鉄道橋・道路橋緊急対策事業 鳥取県	18	95	浸水戸数：105戸 浸水農地面積：74ha	16	5.9	・昭和62年には、大栄町で105戸の浸水被害が発生している。過去10年間では、3回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、由良川のネック部を解消する。
興部川一般河川改修事業 北海道	9	20	浸水戸数：103戸 浸水農地面積：56ha	8	2.5	・平成10年には、興部町で103戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に5回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、平成10年水害の被害を解消する。
金木川鉄道橋・道路橋緊急対策事業 青森県	12	70	浸水戸数：109戸 浸水農地面積：249ha	8	8.6	・平成14年には、金木町で50戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、金木川のネック部を解消する。
御陣場川鉄道橋・道路橋緊急対策事業 埼玉県	12	29	浸水戸数：68戸 浸水農地面積：1.5ha	10	2.9	・平成14年には、上里町で24戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に4回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、御陣場川のネック部を解消する。
北川水防災対策特定河川事業 宮崎県	21	41	浸水戸数：71戸 浸水農地面積：55ha	19	2.1	・平成9年には、北川町で71戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に4回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、平成9年水害の被害を軽減する。
千の川基幹河川改修事業 神奈川県	37	914	浸水戸数：3980戸 浸水農地面積：19ha	33	27.6	・平成12年には、茅ヶ崎市で32戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、平成12年水害の被害を解消する。
新川鉄道橋・道路橋緊急対策事業 愛知県	27	110	浸水戸数：9841戸 浸水農地面積：16ha	25	4.4	・平成12年には、新川町等で9,841戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に6回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、新川のネック部を解消する。
笹ヶ瀬川鉄道橋・道路橋緊急対策事業 岡山県	28	104	浸水戸数：174戸 浸水農地面積：12ha	28	3.7	・平成6年には、岡山市で276戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に5回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、笹ヶ瀬川のネック部を解消する。
高崎川流域貯留浸透事業 佐倉市、八街市、富里市、酒々井町	2	3	浸水戸数：1130戸 浸水農地面積：557ha	2	1.6	・平成8年には、佐倉市等で99戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に3回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、平成8年水害の被害を軽減する。

倉部川都市基盤河川改修事業 松任市	13	136	浸水戸数：81戸 浸水農地面積：73ha	12	11.7	・平成10年には、松任市で69戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に6回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、平成10年水害の被害を解消する。
土橋川床上浸水対策特別緊急事業 青森県	56	156	浸水戸数：220戸 浸水農地面積：0ha	54	2.9	・平成11年には、八戸市で160戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、平成11年水害の家屋浸水被害を解消する。
作田川床上浸水対策特別緊急事業 千葉県	83	267	浸水戸数：183戸 浸水農地面積：111ha	82	3.3	・平成8年には、東金市等で183戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に6回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、平成8年水害の家屋浸水被害を解消する。
大谷川床上浸水対策特別緊急事業 岐阜県	50	104	浸水戸数：603戸 浸水農地面積：146ha	48	2.2	・平成14年には、大垣市等で603戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、平成14年水害の住宅浸水被害を解消する。
蟹川床上浸水対策特別緊急事業 奈良県	26	54	浸水戸数：201戸 浸水農地面積：6ha	25	2.1	・平成12年には、大和郡山市で228戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に4回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、平成12年水害の被害を軽減する。
金谷川準用河川改修事業 大網白里町	10	31	浸水戸数：113戸 浸水農地面積：58ha	10	3.1	・平成8年には、大網白里町で72戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に9回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、平成8年水害の被害を解消する。
滝川準用河川改修事業 藤沢市	24	61	浸水戸数：122戸 浸水農地面積：0.1ha	21	2.9	・平成5年には、藤沢市で25戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に2回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、平成5年水害の被害を解消する。
成田川準用河川改修事業 御坂町	6	29	浸水戸数：86戸 浸水農地面積：16ha	6	4.7	・平成12年には、御坂町で2戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に5回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、平成12年水害の被害を解消する。

【ダム事業】

(直轄)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			
設楽ダム建設事業 中部地方整備局	2,000	3,095	浸水戸数：10,600戸 浸水農地面積：2,800ha	1,118	2.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成6年には、新城市等で91戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に6回の浸水被害が発生している。</li> <li>平成6年には131日間、最大60%の取水制限を実施しているなど、過去10年間(H4? H13)に12回の渇水被害が発生している。</li> <li>当該事業の実施により、石田地点で7,100m<sup>3</sup>/sの洪水流量を6,100m<sup>3</sup>まで調節する。</li> <li>当該事業の実施により、渇水が頻発しており、また今後水需要が見込まれる東三河地域に水道用水約0.8m<sup>3</sup>/sの確保等を図る。</li> </ul>
草木ダム湖活用環境整備事業 関東地方整備局	9	71	CVM法 (WTP120円/月・世帯、世帯数458,520世帯等)	8	8.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダム湖活用について地元での検討状況</li> <li>ダム湖及びその周辺の利用状況 等</li> </ul>
下久保ダム湖活用環境整備事業 関東地方整備局	5	42	CVM法 (WTP106円/月・世帯、世帯数247,965世帯等)	7	6.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダム湖活用について地元での検討状況</li> <li>ダム湖及びその周辺の利用状況 等</li> </ul>
大滝ダム湖活用環境整備事業 近畿地方整備局	7	14	試行的にTCM法により仮想料金を設定し便益を算出	6	2.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダム湖活用について地元での検討状況</li> <li>ダム湖及びその周辺の利用状況 等</li> </ul>
釜房ダム貯水池水質保全事業 東北地方整備局	5	7	代替法 (水質障害除去費用45百万円/年)	6	1.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダムをとりまく自然環境等の状況</li> <li>ダム湖及びその周辺の利用状況 等</li> </ul>
浦山ダム水環境改善事業 関東地方整備局	19	43	CVM法 (WTP215円/月・世帯、世帯数96,243世帯等)	21	2.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダムをとりまく自然環境等の状況</li> <li>ダム湖及びその周辺の利用状況 等</li> </ul>
宇奈月ダム水環境改善事業 北陸地方整備局	2	2	CVM法 (WTP190円/月・世帯、世帯数22,388世帯等)	1	1.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダムをとりまく自然環境等の状況</li> <li>ダム湖及びその周辺の利用状況 等</li> </ul>

小石原川ダム建設事業 水資源開発公社	1,960	1,527	浸水戸数：1,884戸 浸水農地面積：1,258ha	1,336	1.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成6年には、筑後川流域及び福岡都市圏において330日間、最大82%の取水制限が実施されるなど過去10年間に4回の渇水被害が発生しており、平成14年も7月以降、取水制限が継続中である（3月現在）。</li> <li>・福岡県南地区は、水道普及率が76%と低く、現況の水源による取水は限界に達しており、新たな水源が強く望まれている。</li> <li>・昭和28年には、旧朝倉郡内で死者23名、家屋流出92戸の浸水被害が発生するなど過去49年間に7回の浸水被害が発生している。</li> <li>・当該事業の実施により、水需要の増加が見込まれる福岡県南地域の水道用水として、0.65トン/秒（56,160トン/日）を確保する。</li> <li>・当該事業の実施により、ダム地点で320m<sup>3</sup>/sの洪水流量のうち、270m<sup>3</sup>/sを洪水調節する。</li> </ul>
-----------------------	-------	-------	-------------------------------	-------	-----	---

（補助）

事業名 事業主体	総事業費 （億円）	便益（B）		費用（C） （億円）	B / C	その他の指標による評価
		総便益 （億円）	便益の主な根拠			
男川ダム建設事業 愛知県	173	579	浸水戸数：11,941戸 浸水農地面積：308ha	131	4.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和46年には、岡崎市、額田町で2,780戸の浸水被害が発生するなど、過去10年間に6回の浸水被害が発生している。</li> <li>当該事業の実施により、ダム地点で160m<sup>3</sup>/sの洪水流量を30m<sup>3</sup>/sまで調節する。</li> <li>・平成13年には、断水被害が発生し給水車が出勤するなど、過去10年間に3回の渇水対策を実施。（特にH12,13連続、今年も渇水対策実施）</li> <li>渇水が頻発し、また今後の水需要増が見込まれる額田町に対し、当該事業の実施により、水道用水最大約2,500m<sup>3</sup>/日を供給できる。</li> </ul>
和食川総合開発事業 高知県	136	205	浸水戸数：391戸 浸水農地面積：231ha	109	1.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成元年8月には、高知県安芸郡芸西村で73戸の浸水被害が発生しているなど、過去10年間に4回の浸水被害が発生している。</li> <li>当該事業の実施により、治水基準点堀切橋地点で424m<sup>3</sup>/sの洪水流量を380m<sup>3</sup>/sまで調節する。</li> <li>・平成8年1月には、最大100%の10日間の取水制限を実施しているなど、過去10年間に5回の渇水被害が発生している。</li> <li>渇水が頻発し、また今後の水需要増が見込まれる芸西村に対し、当該事業の実施により、水道用水0.0116m<sup>3</sup>/s（1,000m<sup>3</sup>/日）を供給できる。</li> </ul>
綾里川ダム貯水池水質保全事業 岩手県	1	4	代替法（水質改善設備費用4.4億円）	1	3.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムをとりまく自然環境等の状況</li> <li>・ダム湖及びその周辺の利用状況 等</li> </ul>
犀川ダム水環境改善事業 石川県	1	7	CV法（WTP216円/月・世帯、世帯数15,947世帯等）	1	6.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムをとりまく自然環境等の状況</li> <li>・ダム湖及びその周辺の利用状況 等</li> </ul>

【砂防事業】  
(補助)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益(B)		費用(C) (億円)	B/C	その他の指標による評価
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			
呼人川砂防事業 北海道	3	7	保全対象：人家6戸 国道39号、市道、	3	2.2	・平成12年に土砂流が発生し人家4戸が被災。 ・地形・地質の状況が悪く、植生が極めて悪い等土砂災害発生危険性が高い。 地域の協力体制が得られている。
ユオイ沢川砂防事業 北海道	3	13	保全対象：人家11戸 国道237号、小学校等	3	4.7	・平成13年9月に土砂流が発生した。 ・地形・地質の状況が極めて悪く、植生も悪い等土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
マカナイ川砂防事業 北海道	3	20	保全対象：人家18戸 町道、小学校、保育所等	2	8.4	・平成3年に土砂災害が発生した。 ・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
鹿ノ又川砂防事業 宮城県	13	35	保全対象：人家82戸 小学校、消防署、町道	17	2.1	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
川口川砂防事業 秋田県	3	12	保全対象：人家68戸 県道、町道	3	3.9	・地形・地質、植生の状況が悪く溪床勾配も非常に大きい等土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
入水沢砂防事業 秋田県	1	5	保全対象：人家9戸 町道	4	5.3	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
麓沢砂防事業 秋田県	2	29	保全対象：人家6戸 県道、町道、町役場等	3	15.4	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
礪ノ沢砂防事業 秋田県	5	10	保全対象：人家17戸 県道等	4	2.1	・地形・地質の状況が悪く、植生が極めて悪い等土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
関山沢砂防事業 福島県	2	8	保全対象：人家15戸 県道等	2	4.2	・平成13年8月に土砂流が発生し県道通行止となる等の被害が発生。 ・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 地域の協力体制が得られている。
伊南川砂防事業 福島県	5	15	保全対象：人家236戸 国道352号線	5	3.2	・地形・地質の状況が悪く、植生も極めて悪く、 溪床勾配も非常に大きい等土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
東鍾乳洞沢砂防事業 群馬県	2	6	保全対象：人家10戸 町道	1	4.3	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。
戸倉沢砂防事業 群馬県	4	18	保全対象：人家13戸 町道	4	4.6	・平成12年に土砂災害が発生した。 ・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。

御堂入沢砂防事業 群馬県	4	6	保全対象：人家11戸 国道140号線、幼稚園	4	1.6	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生の危険性が高い。
古宿川砂防事業 山梨県	2	24	保全対象：人家136戸 県道、公民館	1	16.6	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生の危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
沢入沢砂防事業 長野県	4	30	保全対象：人家54戸 国道141号、公民館	4	8.6	・地形・地質、植生の状況が極めて悪く土砂災害発生の危険性が高い。
東村谷砂防事業 新潟県	1	6	保全対象：人家12戸 市道	1	5.3	・平成11年6月に土砂流が発生し人家6戸が床下浸水等の被害を受けた ・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生の危険性が高い。
孫助川砂防事業 新潟県	3	4	保全対象：人家22戸 県道（緊急輸送路）	3	1.5	・平成10年8月に土石流が発生し人家10戸が床下浸水等の被害を受けた。 ・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生の危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
河内川砂防事業 新潟県	3	5	保全対象：人家21戸 県道、公民館	3	1.6	・平成7年7月に土石流が発生し人家15戸が浸水等の被害を受けた。 ・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生の危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
太田切川砂防事業 新潟県	8	26	保全対象：人家10戸 国道18号、JR等	7	3.7	・平成7年7月に土石流が発生し町道等が被災した。 ・地形・地質の状況が極めて悪く、植生も悪い等 土砂災害発生の危険性が高い。
早月川（蓑輪）砂防事業 富山県	9	84	保全対象：人家3260戸 国道8号、県道、JR等	8	10.7	・S44の災害履歴あり。 ・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生の危険性が高い。
大洞谷砂防事業 岐阜県	2	3	保全対象：人家7戸 村道、病院、老人ホーム	1	2.4	・平成11年の災害履歴あり。 ・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生の危険性が高い。
月ヶ入谷砂防事業 岐阜県	2	7	保全対象：人家10戸 県道、市道、小学校	2	3.6	・植生の状況が悪く土砂災害発生の危険性が高い。
北之谷沢砂防事業 静岡県	1	15	保全対象：人家17戸 町道、公民館	1	14.8	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生の危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
大藪沢砂防事業 静岡県	2	7	保全対象：人家7戸 市道、小学校	2	3.8	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生の危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
茨原川砂防事業 静岡県	2	7	保全対象：人家15戸 県道（緊急輸送路）	2	4.4	・S30の災害履歴あり。 ・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生の危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
高里一の沢第1支川砂防事業 愛知県	2	7	保全対象：人家16戸 村道	2	3.6	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生の危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。



中の谷川砂防事業 三重県	4	26	保全対象：人家28戸 県道、市道、中学校	4	7.0	・平成13年10月に土石流が発生し河川閉塞等の被害が発生。 ・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。
馬谷川砂防事業 三重県	9	21	保全対象：人家33戸 県道、小学校、幼稚園	8	2.7	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
長久寺川砂防事業 滋賀県	2	8	保全対象：人家15戸 町道、JR	2	4.5	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
北鳥羽上川砂防事業 滋賀県	1	5	保全対象：人家7戸 県道	1	4.0	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
今須川砂防事業 京都府	2	6	保全対象：人家8戸 県道	1	4.1	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。
横野川砂防事業 兵庫県	2	3	保全対象：人家6戸 町道、水道施設	2	1.9	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。
清次郎川砂防事業 兵庫県	2	4	保全対象：人家13戸 町道、公民館	2	1.7	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。
城丸川砂防事業 兵庫県	3	89	保全対象：人家219戸 市道、阪急電鉄	2	36.8	・地形・地質の状況が悪く、植生の状況も極めて悪い等 土砂災害の危険性が高い。
大浦川砂防事業 兵庫県	1	6	保全対象：人家12戸 国道250号、町道	1	5.4	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。
竹林寺谷川砂防事業 和歌山県	3	5	保全対象：人家10戸 町道	2	2.1	・平成元年の災害履歴あり。 ・地形・地質、植生の状況が悪く溪床勾配も非常に大きい等 土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
植杉谷川砂防事業 岡山県	2	38	保全対象：人家27戸 国道482号、県道 小学校	2	18.3	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
河内谷川砂防事業 岡山県	2	4	保全対象：人家7戸 村道	2	2.1	・平成10年10月の災害履歴あり。 ・地形・地質、植生の状況が悪く溪床勾配も非常に大きい等 土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
郷谷川砂防事業 岡山県	3	16	保全対象：人家28戸 県道、町道	2	6.8	・平成10年10月の災害履歴あり。 ・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
大町川砂防事業 広島県	2	5	保全対象：人家8戸 町道	1	3.5	・地形・地質の状況が悪く、植生が極めて悪い等 土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。

出原川砂防事業 広島県	2	4	保全対象：人家5戸 県道、町道	1	2.5	・平成11年6月の災害履歴あり。 ・地形・地質の状況が悪く、植生が極めて悪い等土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
五入道川砂防事業 広島県	2	38	保全対象：人家90戸	1	27.5	・地形・地質の状況が悪く、植生が極めて悪い等土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
本源寺川砂防事業 広島県	2	3	保全対象：人家5戸 町道	1	2.2	・地形・地質の状況が悪く、植生が極めて悪い等土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
溝口川砂防事業 広島県	2	11	保全対象：人家20戸 町道	2	5.9	・地形・地質の状況が悪く、植生が極めて悪い等土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
上相津川砂防事業 山口県	2	6	保全対象：人家10戸 町道	2	2.5	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。
北阿下川砂防事業 山口県	3	6	保全対象：人家12戸 県道、町道	3	2.3	・地形・地質、植生の状況が悪く溪床勾配も非常に大きい等土砂災害発生危険性が高い。
戸田山川砂防事業 山口県	3	4	保全対象：人家8戸 山陽自動車道、市道	3	1.5	・地形・地質、植生の状況が悪く溪床勾配も非常に大きい等土砂災害発生危険性が高い。
高俣川砂防事業 山口県	3	6	保全対象：人家10戸 県道、村道	3	2.1	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。
中野谷砂防事業 徳島県	2	5	保全対象：人家8戸 町道	2	2.8	・平成10年8月に土砂流が発生した。 ・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
佐料中川砂防事業 香川県	1	53	保全対象：人家115戸 市道	1	40.3	・S51の災害履歴あり。 ・地形・地質、植生の状況が悪く溪床勾配も非常に大きい等土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
小久保数馬川砂防事業 香川県	3	4	保全対象：人家6戸 県道、町道	3	1.5	・S62の災害履歴あり。 ・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
北川砂防事業 愛媛県	4	8	保全対象：人家11戸 市道	3	2.6	・平成11年9月に土石流が発生した。 ・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
入寺川砂防事業 愛媛県	2	45	保全対象：人家112戸 市道	2	21.9	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
松木川砂防事業 愛媛県	2	42	保全対象：人家91戸 市道、郵便局	2	24.5	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。

本川砂防事業 愛媛県	2	41	保全対象：人家95戸 市道、JR、公民館	2	23.7	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
船越川砂防事業 愛媛県	1	9	保全対象：人家30戸 県道、村道等	1	9.3	・地形・地質の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
ジンド川砂防事業 愛媛県	1	18	保全対象：人家45戸 県道等	1	14.3	・地形・地質の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
明所谷川砂防事業 高知県	1	9	保全対象：人家20戸 市道	1	8.6	・平成11年8月に土砂流が発生し道路埋塞等の被害が発生。 ・地形・地質の状況が悪く、植生も極めて悪く、溪床勾配も非常に大きい等土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
中ゾリ川砂防事業 高知県	2	2	保全対象：人家3戸 県道	1	1.6	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
イノ谷川砂防事業 高知県	2	5	保全対象：人家10戸 市道	3	1.9	・平成13年9月に土砂流が発生した。 ・地形・地質の状況が悪く、植生も極めて悪く、溪床勾配も非常に大きい等土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
竜川砂防事業 高知県	3	11	保全対象：人家20戸 市道	2	5.0	・平成13年5月に土砂流が発生した。 ・地形・地質の状況が悪く、植生が極めて悪い等土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
大山川砂防事業 福岡県	4	6	保全対象：人家12戸 町道	4	1.6	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。
内村谷川砂防事業 福岡県	2	11	保全対象：人家19戸 国道、町道	2	5.6	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。
勝山川砂防事業 福岡県	3	10	保全対象：人家19戸 町道、公民館	2	4.1	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。
稲留川砂防事業 福岡県	2	6	保全対象：人家15戸 町道、公民館	2	4.1	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。
谷口川砂防事業 長崎県	2	15	保全対象：37戸 県道、市道 医療提供施設	2	8.0	・地形・地質の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。
堂川（口）砂防事業 長崎県	3	6	保全対象：人家10戸 町道	2	2.3	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。

春道(上)・(下)砂防事業 熊本県	1	8	保全対象：人家1戸 県道、病院	1	6.7	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
上鶴川砂防事業 熊本県	2	3	保全対象：人家6戸 町道	2	1.7	・S63の災害履歴あり。 ・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
古恵川砂防事業 熊本県	3	7	保全対象：人家123戸 国道57号線、JR 中学校	3	2.4	・H13の災害履歴あり。 ・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
杉谷川砂防事業 熊本県	2	6	保全対象：人家6戸 身体障害者更正援護施設 町道	2	3.8	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
野田川砂防事業 大分県	2	46	保全対象：人家82戸 県道、老人ホーム	2	24.6	・平成9年の災害履歴あり。 ・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
金井田川砂防事業 大分県	2	39	保全対象：人家41戸 国道10号、消防署 警察署等	2	18.9	・平成9年の災害履歴あり。 ・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
掛迫谷川砂防事業 宮崎県	3	7	保全対象：人家8戸 町道、公民館	2	2.9	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
知福川砂防事業 宮崎県	5	38	保全対象：人家125戸 国道220号線、町道 診療所等	4	9.1	・平成13年10月に流木災害が発生し、人家3戸、橋梁等が被災した。 ・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。
山ノ神谷川砂防事業 宮崎県	2	15	保全対象：人家36戸 県道、市道	1	10.0	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
東浜田川 2 砂防事業 鹿児島県	2	20	保全対象：人家10戸 国道3号、中学校	4	5.2	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
伊勢美山川 2 砂防事業 鹿児島県	2	16	保全対象：人家6戸 市道、小学校	1	16.2	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
古江川砂防事業 鹿児島県	1	13	小学校、保育園	2	5.5	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
平田の小川砂防事業 鹿児島県	2	11	保全対象：人家2戸 市道、老人ホーム	2	5.8	・平成13年9月に土砂流が発生した。 ・地形・地質、植生の状況が極めて悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
ホトウ川砂防事業 鹿児島県	5	6	保全対象：人家7戸 県道、町道	4	1.5	・平成10年の災害履歴あり。 ・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。

平出水の中川砂防事業 鹿児島県	5	18	保全対象：人家35戸 市道	5	3.9	・平成元年の災害履歴あり。 ・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生の危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
雪元川支浜砂防事業 鹿児島県	2	13	保全対象：人家7戸 町道	4	3.0	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生の危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
南迫田川砂防事業 鹿児島県	2	12	保全対象：人家19戸 市道、公民館等	2	5.1	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生の危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
八郷川砂防事業 鹿児島県	5	5	保全対象：人家5戸 県道、市道等	2	1.9	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生の危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。
駒ヶ水川砂防事業 鹿児島県	3	19	保全対象：人家19戸 市道、公民館等	4	4.5	・地形・地質、植生の状況が悪く土砂災害発生の危険性が高い。 ・地域の協力体制が得られている。

【地すべり対策事業】  
(補助)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益(B)		費用(C) (億円)	B/C	その他の指標による評価
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			
宿地区地すべり対策事業 宮城県	2	8	保全人家28戸、村道	3	2.7	・平成14年7月11日の台風6号の豪雨により、地すべり性崩壊及び兆候が確認された。次期豪雨により、地すべりによる甚大な災害の恐れもあることから、当該事業により地すべりの安定を図り域住民の生命財産や公共施設等を保全する。
下前田地区地すべり対策事業 秋田県	6	68	保全人家209戸、鉄道、小学校、保育園	9	7.6	・平成14年3月19日に融雪により地すべりが発生し、家屋・町道及び鉄道が破損するなどの災害が発生し、当該事業により地域住民の生命財産や公共施設等を保全する。
梅ヶ平山地区地すべり対策事業 山形県	5	23	保全人家29戸、国道348号線、小中学校、診療所	6	4.1	・平成12年7月13日の集中豪雨に起因して地すべりが発生し人家及び国道に亀裂が入る被害が発生した。今後の地すべりの活動により甚大な被害の恐れもあることから、当該事業により地すべりの安定を図り域住民の生命財産や公共施設等を保全する。
蓬萊地区地すべり対策事業 福島県	5	9	保全人家32戸、国道459号線	4	2.4	・当該地区では、広範囲に及んで地すべり地形を呈しており、近年地すべりの滑動が確認されている。区域内には集落や国道が存在するため、当該事業により地すべりの滑動を抑制させよって民生の安定及び地域住民の生命財産の保全を図る。
田野地区地すべり対策事業 群馬県	2	31	保全人家21戸、国道353号線、鉄道、小学校	29	1.1	・平成10年8月24日からの集中豪雨により地すべりが発生して、今後の地すべりの滑動により人家や鉄道、国道等に被害を及ぼす危険の恐れがあるため、当該事業により地域住民の生命財産や公共施設等を保全する。

伊久保地区地すべり対策事業 群馬県	5	11	保全人家28戸、国道353号線、鉄道	4	2.8	・当該地区では近年道路舗装面の亀裂やブロック積みの亀裂、及び人家の石積みの変状等の地すべり性の動きが確認されており、今後大規模な地すべりの発生により人家・鉄道・国道に被害を及ぼす恐れがあるため、当該事業により地域住民の生命財産や公共施設等を保全する。
芋鞘新田地区地すべり対策事業 新潟県	8	26	保全人家86戸、老人福祉施設、公民館、県道	16	1.6	・平成14年4月の融雪により地すべりが発生して、人家9戸に一部破損等の被害が発生した。同年に災害関連緊急地すべり対策事業により対応しているが、地すべりの再滑動に対する更なる安全度を高める必要があるため、当該事業を実施する。
木和田原地区地すべり対策事業 新潟県	4	12	保全人家33戸、国道403号線	3	3.5	・平成13年5月に地すべりが発生し、木和田原川を閉塞し泥流が発生し町道が通行止めになった。この地すべりブロックを含め周辺には多数の地すべりブロックが確認されており、当該事業により地すべりの滑動の抑制を図り、よって地域住民の生命財産や公共施設等を保全する。
野田地区地すべり対策事業 新潟県	2	7	保全人家16戸、国道405号線、町道	2	3.4	・当該地区においては、近年に多数の地すべりが発生して人家や公共施設等に被害を及ぼしている。当該事業により地すべりの滑動の抑制を図り、よって地域住民の生命財産や公共施設等を保全する。
高寺地区地すべり対策事業 新潟県	3	34	保全人家75戸、町道	3	13.3	・平成10年11月及び平成14年6月に地すべりが発生して、地すべり土塊が人家手前まで達している。今後も地すべり災害の発生の危険性は高く、当該事業により地域住民の生命財産や公共施設等を保全する。
折戸地区地すべり対策事業 石川県	1	18	保全人家46戸、県道、市道、小学校	7	2.6	・当該区域内では、近年地すべりによる顕著な滑落崖等の変状が見られ、人家等にも変状が確認された。近隣には集落や公共施設等が存在するため、当該事業により地すべりの保全を図り地域住民の生命財産や公共施設等を保全する。
丸味地区地すべり対策事業 兵庫県	2	17	保全人家24戸、町道	7	2.4	・平成5年頃までに一度は沈静化した地すべり滑動が、平成12年の梅雨により再滑動をして町道が被災した。調査の結果、区域内には顕著な地すべり滑動が多数確認できるため、当該事業により人家及び町道の被災を未然に防止して、当地区の人命財産を保全する。
鹿畑地区地すべり対策事業 奈良県	1	11	保全人家12戸、市道	4	2.8	・近年、当該区域内で地すべり性の変状が確認されている。同地区の地すべりの活発化による影響は、人家・公共施設等と広範に及ぶおそれがあり、当該事業により地域住民の生命財産や公共施設等を保全する。
広瀬地区地すべり対策事業 奈良県	1	10	保全人家16戸、県道、村道	6	1.6	・近年、当該区域内で地すべり性の変状が確認されている。同地区の地すべりの活発化による影響は、人家・公共施設等と広範に及ぶおそれがあり、当該事業により地域住民の生命財産や公共施設等を保全する。
沼地区地すべり対策事業 和歌山県	1	4	保全人家9戸、小学校、県道	1	3.3	・平成12年度頃より、田畑の沈下や道路の亀裂等の地すべり現象が確認され、活発化の傾向があり、人家や小学校、県道等に被害を及ぼす恐れがあることから、当該事業により地域住民の生命財産や公共施設等を保全する。

船岡地区地すべり対策事業 鳥取県	11	48	保全人家92戸、国道482号線、鉄道	9	5.6	・近年、当該区域内で地すべり性の変状が確認されている。同地区の地すべりの活発化による影響は、人家・公共施設等と広範に及ぶおそれがあり、当該事業により地域住民の生命財産や公共施設等を保全する。
宮村地区地すべり対策事業 島根県	3	19	保全人家38戸、県道、町道、公民館	3	6.1	・平成13年11月14日に地すべりが再活動し、地すべり末端の土砂が押し人家等への被害が発生したことから、当該事業により地すべりの安定を図り域住民の生命財産や公共施設等を保全する。
大松地区地すべり対策事業 岡山県	4	10	保全人家136戸、鉄道、県道、市道	3	3.3	・当該地区内にある家屋や県道等には、近年地すべり再活動により変状が確認されており、当該事業により地すべり活動の安定を図り、よって地域住民の生命財産や公共施設等を保全する。
藤原地区地すべり対策事業 岡山県	2	44	保全人家217戸、保育園、老人デイケアセンター、町道	3	14.9	・近年、当該区域に位置する家屋や町道等に地すべり性の変状が確認されている。同地区の地すべりの活発化による影響は、人家・保育園・工場と広範に及ぶおそれがあり、当該事業により地域住民の生命財産や公共施設等を保全する。
多賀丘地区地すべり対策事業 山口県	1	15	保全人家39戸、市道	9	1.8	・平成13年6月の降雨により地すべり性の変位が確認され、道路等の変状も増大している。当該地区には、振興住宅地が存在するため、当該事業により地すべりの滑動の抑制を図りよって地区住民の生命財産を保全する。
釣井地区地すべり対策事業 徳島県	6	13	保全人家39戸、村道、公民館	5	2.7	・当該地区は、人家や斜面中に変状が生じるなどの地すべり兆候がみられ、豪雨時には甚大な受ける恐れがあるため、早急な対策が必要であり、当該事業により地域住民の生命財産や公共施設等を保全する。
大申地区地すべり対策事業 徳島県	4	13	保全人家29戸、県道、電力施設	3	4.0	・当該地区は、人家や道路等に変状が生じるなどの地すべり兆候がみられ、豪雨時には甚大な受ける恐れがあるため、早急な対策が必要であり、当該事業により地域住民の生命財産や公共施設等を保全する。
府甲部地区地すべり対策事業 徳島県	6	11	保全人家39戸、町道	5	2.0	・当該地区は、多数の地すべり地形を呈する箇所が存在し、人家や斜面上に地すべりの兆候が見られ斜面の安定度は低いと考えられるため、早急な対策が必要であり、当該事業により地域住民の生命財産や公共施設等を保全する。
上蓮地区地すべり対策事業 徳島県	2	6	保全人家23戸、県道	2	4.0	・当該地区内では、民家等に地すべりによる変状が見られ、次期豪雨時には地すべりにより大きな被害を及ぼす恐れがあるため、当該事業により地すべりの安定を図り域住民の生命財産や公共施設等を保全する。
北山地区地すべり対策事業 徳島県	3	39	保全人家67戸、国道438号線、村道、公民館	10	3.8	・当該地区内では、民家や道路等に地すべりによる変状が見られ、次期豪雨時には地すべりにより集落や公共施設等に大きな被害を及ぼす恐れがあるため、当該事業により地すべりの安定を図り域住民の生命財産や公共施設等を保全する。

石の内地区地すべり対策事業 徳島県	8	26	保全人家57戸、県道、町道、小学校	7	3.9	・当該地区内では、民家や道路等に地すべりによる変状が見られ、次期豪雨時には地すべりにより集落や公共施設等に大きな被害を及ぼす恐れがあるため、当該事業により地すべりの安定を図り域住民の生命財産や公共施設等を保全する。
芋野地区地すべり対策事業 愛媛県	2	8	保全人家22戸、発電所、県道、集会所	2	5.1	・近年の調査の結果、当該地区内には明瞭な段差地形や家屋の変状等、地すべり活動の進行がみとめられ、更に拡大した場合には、集落や県道、河川等に大きな災害を及ぼす危険性があり、当該事業により地域住民の生命財産や公共施設等を保全する。
佐賀畑地区地すべり対策事業 愛媛県	1	4	保全人家11戸	1	3.1	・当該地区では、近年地すべりの活動が進行しており家屋の変状や市道路面のクラックが見られるようになった。今後地すべり滑動が更に活発になる恐れがあるため、当該事業により地域住民の生命財産や公共施設等を保全する。
若山地区地すべり対策事業 愛媛県	2	13	保全人家103戸、鉄道、県道、病院	3	5.0	・当該地区は、近年になり地すべり活動が進行しており、今後の集中豪雨等により地すべりによる甚大な災害の恐れがあるため、当該事業により地すべりの安定を図り域住民の生命財産や公共施設等を保全する。
向山地区地すべり対策事業 福岡県	3	8	保全人家21戸、社会福祉施設	3	3.0	・当該地区では、近年地すべりによる民家擁壁の変状等が確認されており、今後の地すべりの活動により、さらに人家、国道等への甚大な被害の恐れもあることから、当該事業により地すべりの安定を図り地域住民の生命財産や公共施設等を保全する。
立岩地区地すべり対策事業 佐賀県	3	4	保全人家10戸、国道204号線、鉄道、市道	3	1.1	・平成13年7月梅雨前線に伴う豪雨により、地すべりが発生して道路等に亀裂・沈下等の被害が生じ、現在も地すべりの活動は顕著であり、時期豪雨により、国道や鉄道、集落等に地すべり災害を及ぼすおそれがあるため、当該事業により地すべりの安定を図り地域住民の生命財産や公共施設等を保全する。
水ヶ浦地区地すべり対策事業 長崎県	2	16	保全人家57戸、国道382号線、県道	5	3.2	・当該地区では平成13年6月18日の集中豪雨により地すべり災害が発生して、家屋全壊3戸、一部損壊1戸及び町道等に被害が及んだ。今後の地すべりの活動により、さらに人家、国道等への甚大な被害の恐れもあることから、当該事業により地すべりの安定を図り地域住民の生命財産や公共施設等を保全する。
南園地区地すべり対策事業 鹿児島県	5	16	保全人家75戸、国道220号線、県道	4	3.7	・当該地区では、地すべりによる民家擁壁の変状等が確認されており、今後の地すべりの活動により、さらに人家、国道等への甚大な被害の恐れもあることから、当該事業により地すべりの安定を図り地域住民の生命財産や公共施設等を保全する。
毛上地区地すべり対策事業 鹿児島県	7	19	保全人家88戸、県道、町道	6	3.2	・当該地区では、近年地すべり性的変状が民家擁壁等に確認されており、今後地すべり滑動が活発になる恐れがあるため、当該事業により地域住民の生命財産や公共施設等を保全する。



【急傾斜地崩壊対策事業】  
(補助)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による効果
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			
夕張昭和地区 急傾斜地崩壊対策事業 北海道	8	16	保全人家：35戸	7	2.1	・平成13年度に当地区でがけ崩れが発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
留萌三泊地区 急傾斜地崩壊対策事業 北海道	7	14	保全人家：14戸	6	2.2	・平成12年度に当地区でがけ崩れが発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
桂沢地区 急傾斜地崩壊対策事業 青森県	1	4	保全人家：10戸	1	4.5	・平成12年度に当地区でがけ崩れが発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
安渡(2)-4地区 急傾斜地崩壊対策事業 岩手県	3	12	保全人家：25戸	3	4.2	・平成14年度に当地区でがけ崩れが発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
山根の2地区 急傾斜地崩壊対策事業 宮城県	2	5	保全人家：15戸	1	3.4	・平成14年度に当地区でがけ崩れが発生し、家屋被害が発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
真美沢地区 急傾斜地崩壊対策事業 宮城県	3	16	保全人家：36戸	4	4.2	・平成14年度に当地区でがけ崩れが発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
山ノ下地区 急傾斜地崩壊対策事業 山形県	2	10	保全人家：19戸	2	4.4	・平成14年度に当地区でがけ崩れが発生し、家屋被害が発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
水上地区 急傾斜地崩壊対策事業 山形県	2	6	保全人家：16戸	1	4.6	・当地区は、崩積土を主体とするがけ地で湧水が見られるなど危険度が高い。
入水2号地区 急傾斜地崩壊対策事業 福島県	2	5	保全人家：11戸	2	2.2	・平成10年度に当地区でがけ崩れが発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
花木内地区 急傾斜地崩壊対策事業 福島県	2	12	保全人家：23戸	2	5.5	・平成14年度に当地区でがけ崩れが発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
若木地区 急傾斜地崩壊対策事業 栃木県	1	4	保全人家：16戸 災害弱者施設	1	3.1	・平成14年度に当地区でがけ崩れが発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
今宿地区 急傾斜地崩壊対策事業 群馬県	2	15	保全人家：52戸 災害弱者施設	1	11.4	・当地区は、区域内に災害弱者施設を含む優先度の高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
露梨子地区 急傾斜地崩壊対策事業 埼玉県	1	11	保全人家：29戸	1	11.2	・当地区は、軟岩を主体とするがけ地で常時湧水があるなど危険度が高いため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
聖ヶ窪地区 急傾斜地崩壊対策事業 神奈川県	4	8	保全人家：29戸	3	2.6	・平成13年度に当地区でがけ崩れが発生し、家屋被害が発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
崖の下地区 急傾斜地崩壊対策事業 神奈川県	4	18	保全人家：30戸 災害弱者施設	4	5.1	・平成14年度に当地区でがけ崩れが発生し、家屋被害が発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
長尾台地区 急傾斜地崩壊対策事業 神奈川県	5	14	保全人家：66戸	2	9.0	・平成12年度に当地区でがけ崩れが発生し、家屋被害が発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
早川地区 急傾斜地崩壊対策事業 山梨県	2	4	保全人家：12戸	2	2.5	・平成11年度に当地区でがけ崩れが発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
川口地区 急傾斜地崩壊対策事業 新潟県	1	7	保全人家：10戸	2	2.9	・当地区のがけ地は、強風化岩を主体としており、また湧水が見られるなど危険度が高いため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
石引2号地区 急傾斜地崩壊対策事業 石川県	1	8	保全人家：17戸	1	9.6	・平成12年度に当地区でがけ崩れが発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。

鉢伏1号地区 急傾斜地崩壊対策事業 石川県	3	6	保全人家：13戸	3	2.4	・平成14年度に当地区でがけ崩れが発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
清水地区 急傾斜地崩壊対策事業 岐阜県	1	12	保全人家：22戸 災害弱者施設	1	10.9	・当地区は、区域内に災害弱者施設を含む優先度の高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
東内戸地区 急傾斜地崩壊対策事業 岐阜県	1	5	保全人家：11戸	2	3.1	・平成14年度に当地区でがけ崩れが発生し、家屋被害が発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
緑ヶ丘地区 急傾斜地崩壊対策事業 静岡県	4	22	保全人家：57戸	3	8.9	・当地区は斜面勾配が70度近く、かつ軟岩を主体としており特に危険度が高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
宇佐美向田地区 急傾斜地崩壊対策事業 静岡県	2	18	保全人家：50戸	2	8.1	・当地区は、火山砕屑物を主体とするがけ地で、常時湧水が見られるなど危険度が高いため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
大久保2地区 急傾斜地崩壊対策事業 静岡県	4	26	保全人家：30戸	3	8.8	・当地区は、区域内に緊急時の避難場所を含む優先度の高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
上下留地区 急傾斜地崩壊対策事業 愛知県	2	5	保全人家：13戸	2	2.3	・平成13年度に当地区でがけ崩れが発生し、家屋被害が発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
楠部1地区 急傾斜地崩壊対策事業 三重県	1	16	保全人家：15戸 災害弱者施設	1	12.4	・当地区は、区域内に災害弱者施設を含む優先度の高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
伊勢地1地区 急傾斜地崩壊対策事業 三重県	2	9	保全人家：22戸	2	6.1	・平成13年度に当地区でがけ崩れが発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
吉崎地区 急傾斜地崩壊対策事業 福井県	2	10	保全人家：21戸	2	5.4	・平成14年度に当地区でがけ崩れが発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
和南地区 急傾斜地崩壊対策事業 滋賀県	1	5	保全人家：10戸	1	5.8	・平成13年度に当地区でがけ崩れが発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
鹿背山地区 急傾斜地崩壊対策事業 京都府	2	15	保全人家：11戸	1	10.9	・平成11年度に当地区でがけ崩れが発生し、家屋被害が発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
城見台(2)地区 急傾斜地崩壊対策事業 兵庫県	1	16	保全人家：33戸	1	14.2	・平成10年度に当地区でがけ崩れが発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
三軒屋地区 急傾斜地崩壊対策事業 兵庫県	2	12	保全人家：28戸	2	6.4	・当地区のがけ地は、崩積土を主体としており、また湧水が見られるなど危険度が高いため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
高中(2)地区 急傾斜地崩壊対策事業 兵庫県	2	9	保全人家：15戸	2	5.4	・当地区は、区域内に緊急時の避難場所を含む優先度の高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
朝町地区 急傾斜地崩壊対策事業 奈良県	1	11	保全人家：24戸	1	7.9	・当地区は、火山砕屑物を主体とするがけ地で、常時湧水が見られるなど危険度が高いため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
川上寺垣内地区 急傾斜地崩壊対策事業 奈良県	2	5	保全人家：11戸	2	3.1	・当地区のがけ地は、崩積土を主体としており、また湧水が見られるなど危険度が高いため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
賢地区 急傾斜地崩壊対策事業 和歌山県	1	7	保全人家：15戸	1	6.2	・平成13年度に当地区でがけ崩れが発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
東神野川地区 急傾斜地崩壊対策事業 和歌山県	1	5	保全人家：10戸	1	5.8	・当地区は、区域内に緊急時の避難場所を含む優先度の高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
大江地区 急傾斜地崩壊対策事業 鳥取県	3	6	保全人家：13戸	3	2.1	・当地区のがけ地は、軟岩を主体としており、また湧水が見られるなど危険度が高いため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
秋鹿2地区 急傾斜地崩壊対策事業 島根県	1	7	保全人家：16戸	1	5.3	・S47に当地区でがけ崩れが発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
下佐中地区 急傾斜地崩壊対策事業 島根県	1	6	保全人家：14戸	1	5.7	・平成10年度に当地区でがけ崩れが発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。

井戸谷地区 急傾斜地崩壊対策事業 鳥根県	1	8	保全人家：5戸 災害弱者施設	1	6.5	・H4に当地区でがけ崩れが発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
薬師上地区 急傾斜地崩壊対策事業 岡山県	2	14	保全人家：27戸	2	8.9	・S28に当地区でがけ崩れが発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
向地区 急傾斜地崩壊対策事業 岡山県	1	17	保全人家：35戸	1	21.7	・S51に当地区でがけ崩れが発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
尾立地区 急傾斜地崩壊対策事業 広島県	3	8	保全人家：20戸	3	3.2	・当地区のがけ地は、強風化岩を主体としており、また湧水が見られるなど危険度が高いため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
安養地上地区 急傾斜地崩壊対策事業 山口県	2	11	保全人家：17戸	2	7.2	・当地区のがけ地は高さ約50mの大規模斜面であり、かつ強風化岩を主体としており危険度が高いため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
室津下(2)地区 急傾斜地崩壊対策事業 山口県	1	8	保全人家：25戸	1	6.4	・当地区は斜面勾配が大きく、かつ軟岩を主体としており危険度が大きい、当該事業により住民の生命身体を保全する。
田井地区 急傾斜地崩壊対策事業 徳島県	4	12	保全人家：22戸 災害弱者施設	3	3.8	・当地区は、区域内に災害弱者施設を含む優先度の高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
大川持地区 急傾斜地崩壊対策事業 徳島県	5	107	保全人家：39戸	6	19.0	・当地区は、区域内に緊急時の避難場所を含む優先度の高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
北浦地区 急傾斜地崩壊対策事業 香川県	1	7	保全人家：14戸	1	7.3	・当地区は、区域内に緊急時の避難場所を含む優先度の高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
恵生A地区 急傾斜地崩壊対策事業 愛媛県	2	12	保全人家：34戸	1	8.4	・当地区のがけ地は高さ30mを超える大規模斜面であり、かつ崩積土を主体としており危険度が高いため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
落出第二地区 急傾斜地崩壊対策事業 愛媛県	1	28	保全人家：45戸	3	10.5	・当地区は、崩積土を主体とするがけ地で湧水が見られるなど危険度が高いため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
中山B地区 急傾斜地崩壊対策事業 愛媛県	2	23	保全人家：67戸 災害弱者施設	2	13.9	・当地区は、区域内に災害弱者施設を含む優先度の高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
永山地区 急傾斜地崩壊対策事業 佐賀県	1	9	保全人家：19戸	1	7.4	・当地区のがけ地は高さ30mを超える大規模斜面であり、かつ強風化岩を主体としており危険度が高いため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
鳴石地区 急傾斜地崩壊対策事業 佐賀県	1	20	保全人家：25戸 災害弱者施設	2	10.0	・当地区は、区域内に災害弱者施設を含む優先度の高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
金吾地区 急傾斜地崩壊対策事業 大分県	2	8	保全人家：10戸	2	4.7	・当地区は、がけ崩れにより死者及び家屋被害が発生するなど危険度が高いため、当該事業により流域住民の生命身体を保全する。
勝岡4地区 急傾斜地崩壊対策事業 宮崎県	1	6	保全人家：16戸	1	7.3	・当地区は、火山砕屑物(シラス)から成るがけ地で、付近で近年大きな災害(平成5年鹿児島災害)が発生しているため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
山須原地区 急傾斜地崩壊対策事業 宮崎県	1	3	保全人家：7戸	1	3.0	・当地区は、区域内に緊急時の避難場所を含む優先度の高い地区であるため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
小浜地区 急傾斜地崩壊対策事業 鹿児島県	2	17	保全人家：14戸	2	8.6	・平成5年に当地区でがけ崩れが発生したため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
御園地区 急傾斜地崩壊対策事業 鹿児島県	2	7	保全人家：18戸	1	4.5	・当地区は、火山砕屑物(シラス)から成るがけ地で、付近で近年大きな災害(平成5年鹿児島災害)が発生しているため、当該事業により住民の生命身体を保全する。

里町地区 急傾斜地崩壊対策事業 鹿児島県	2	8	保全人家：24戸	1	6.2	・当地区は、軟岩を主体とするがけ地で常時湧水が見られるなど危険度が高いため、当該事業により住民の生命身体を保全する。
渡久地地区 急傾斜地崩壊対策事業 沖縄県	2	12	保全人家：45戸	2	7.0	・当地区のがけ地はオーバーハングを有しており、かつ軟岩を主体としており危険度が高いため、当該事業により住民の生命身体を保全する。

【雪崩対策事業】

(補助)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による効果
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			
古平港町4地区 急傾斜地崩壊対策事業 北海道	3	7	保全人家：15戸	2	2.9	・当地区は、過去に雪崩災害が発生した優先度の高い地区である。
牛島地区 急傾斜地崩壊対策事業 青森県	3	6	保全人家：14戸	2	2.4	・当地区は、区域内に緊急時の避難場所を含む優先度の高い地区である。
上新倉地区 急傾斜地崩壊対策事業 山梨県	1	4	保全人家：7戸	1	5.3	・当地区は、区域内に緊急時の避難場所を含む優先度の高い地区である。
中村地区 急傾斜地崩壊対策事業 兵庫県	1	4	保全人家：8戸	1	3.9	・当地区は斜面高さが100m以上の大規模斜面であり、かつ植生状況も疎であるため、危険度が高い。

【海岸事業】

(補助)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			
串本海岸高潮対策事業 和歌山県	12	331	浸水戸数140戸、浸水面積6.5ha 国道42号	11	29.7	・現況天端高が計画天端高に比べ最大1.7m低く、災害の危険性が高いため、所要の安全性を確保する。 ・H2.9月、H9.6月越波被害が発生しており、早急な対策が必要である。 ・海岸保全基本計画策定に伴う縦覧の際には、串本町においては、当海岸地区の田並地区住民より意見書として強く要望されており日々不安な状態で生活している。
阿品海岸高潮対策事業 広島県	6	51	浸水戸数126戸、浸水面積14.7ha 国道2号、広島電鉄	5	9.9	・現況天端高が計画天端高に比べ1.5m以上低く、災害発生の危険性が高いため、所要の安全性を確保する必要がある。 ・当該地域は『第4次廿日市市総合計画』に位置づけられており、災害発生の危険性が地域発展の制約になる。
荷内海岸高潮対策事業 愛媛県	8	34	浸水戸数16戸、浸水面積10.5ha	7	4.9	・現況天端高が計画天端高に比べ1.5m以上低く、災害の危険性が高いため、所要の安全性を確保する。 ・冬季節節風及び台風の時期には越波が頻発している。(H11.9月台風16号、H13.8月台風11号の際、5戸が自主避難) ・想定浸水区域内の主要地方道は、地域の唯一の生活道であると共に県の緊急輸送路となっており、被災した場合は、地域の日常生活のみならず、広域の緊急輸送に大きな影響を及ぼすため早急な対策が必要である。

掛の浦海岸高潮対策事業 愛媛県	11	20	浸水戸数3戸、浸水面積4.3ha 緊急避難地	10	2.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況天端高が計画天端高に比べ0.7m以上低く、災害の危険性が高いため、所要の安全性を確保する。</li> <li>・地域防災計画における緊急時の活動拠点（グラウンド）が、頻繁（過去10年間に5回）な浸水被害を受けている。</li> <li>・既設護岸は不等沈下や老朽化を生じており、危険な状態となっている。また、護岸には上島広域簡易水道管（岩城全島に給水）が横断しており、被災した際は島全体に多大な影響を及ぼす。</li> </ul>
野根海岸高潮対策事業 高知県	19	176	浸水戸数240戸、浸水面積29.7ha	16	11.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況天端高が計画天端高に比べ1.9m以上低く、災害の危険性が高いため、所要の安全性を確保する。</li> <li>・H9.7月台風9号による離岸堤崩壊等、過去10年間に3回の施設被災が発生。</li> <li>・当海岸の背後には人家・資産が集積し、唯一のライフラインである国号55号が併走している。</li> <li>・高知県全域が台風常襲地帯であり、台風時には民家玄関先に土嚢を設置するなど防災活動を余儀なくされている。</li> </ul>
高田海岸高潮対策事業 福岡県	21	10,123	浸水戸数114戸、浸水面積872.0ha 西鉄大牟田線	14	722.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風常襲地帯であり、現況天端高が計画天端高に比べ1.8m以上低く、災害の危険性が高いため、所要の安全性を確保する。</li> <li>・過去にもS60.8月台風13号の高潮により浸水被害が発生しており、早急な対策が必要である。</li> </ul>
銭函海岸侵食対策事業 北海道	15	67	侵食戸数7戸、侵食面積2.6ha 浸水戸数41戸、浸水面積2.9ha	16	4.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況の地盤高が所要天端高に比べ0.5m低く、災害の危険性が高いため、所要の安全性を確保する。</li> <li>・H12.12月越波被害が発生しており、早急な対策が必要である。</li> </ul>
阿字ヶ浦海岸侵食対策事業 茨城県	36	196	侵食戸数56戸、侵食面積26.1ha	33	5.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂浜が消失しており、越波の被害を防止するため前浜を確保し、砂流出防止を目的とした侵食防止策を図る。</li> <li>・H14.10月に波浪による護岸崩壊の被害が発生している。また、越波による被害も生じており、早急な対策が必要である。</li> </ul>
岩ヶ崎海岸侵食対策事業 新潟県	9	18	侵食戸数2戸、侵食面積2.5ha 浸水戸数9戸、浸水面積1.3ha J R 羽越本線、国道345号	9	2.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定侵食区域内に唯一の生活道路（国道345号）と広域的な影響を与える幹線鉄道（J R 羽越本線）が存在するため、ひとたび災害が発生した場合には、当地域に甚大な影響を与える。</li> <li>・H12.12月の冬期風浪では、J R 護岸が倒壊する災害が発生しており、早急な対策が必要である。</li> </ul>

内田海岸侵食対策事業 兵庫県	9	23	侵食戸数38戸、侵食面積3.3ha 浸水戸数136戸、浸水面積18.7ha	8	2.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当海岸の護岸沿いには、地域の唯一の生活道路である県道洲本南淡線が通っている</li> <li>・災害の危険性の高い自然条件（勾配1 / 10以上）である</li> <li>・当海岸において毎年地域住民らによる清掃活動が行われている。</li> <li>・多様な水生生物の生息環境が維持される</li> </ul>
羽田海岸侵食対策事業 大分県	7	44	浸水戸数70戸、浸水面積2.8ha 国道213号	22	2.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風や冬季風浪の影響により砂浜侵食が進み、背後地域への安全性低下や稀少な海浜植物の喪失を防ぐ必要がある。</li> </ul>
寒川海岸環境整備事業 愛媛県	12	40	浸水戸数2戸、浸水面積5ha J R 予讃本線	11	3.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海浜の後退により海水浴場としての機能が維持できず、平成11年度より休止している。海水浴場再開について強い地元要望あり。（休止前は年間15,000人が利用）</li> <li>・背後地における市の環境整備事業（利便施設整備）との連携。</li> <li>・想定浸水区域内には幹線鉄道のJR予讃本線が存在しており、被災した際は広域輸送に多大な影響を及ぼす。</li> <li>・本海岸は、愛媛県自然海浜保全地区であり、市の呼び掛けにより市民清掃活動が年1回行われている。</li> <li>・毎年8月には地元小学生による体験学習（地引き綱）が行われており、教育の場として利用されている。</li> </ul>
常陸那珂港海岸 阿字ヶ浦地区 侵食対策事業 茨城県	36	196	想定浸水面積 10ha 想定侵食面積 26ha	33	5.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年平均で約10m海浜が侵食しており、国土・資産の安全性に問題があるため汀線を保全する。</li> </ul>
伏木富山港海岸 国分地区 海岸環境整備事業 富山県	19	35	想定浸水面積 0.8ha 想定侵食面積 5ha	16	2.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年平均で約2m海浜が侵食しており、国土・資産の安全性に問題があるため汀線を保全する。</li> </ul>
土肥港海岸 大藪地区 高潮対策事業 静岡県	4	7	想定浸水面積 5.75ha	3	2.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況天端高が計画天端高に比べ約2.5m低く、浸水被害の危険性が高いため所要の安全性を確保する。</li> </ul>
名古屋港海岸 汐止・空見ふ頭地区 高潮対策事業 名古屋港管理組合	20	231	想定浸水面積 15ha	18	12.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況天端高が計画天端高に比べ約0.6m低く、浸水被害の危険性が高いため所要の安全性を確保する。</li> </ul>
五ヶ所港海岸 五ヶ所浦地区 高潮対策事業 三重県	6	11	想定浸水面積 39ha	5	2.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉鎖に時間を要する施設の電動化等高度化を図り、海岸保全の確実性を向上させる。</li> </ul>
賀田港海岸 賀田、曾根地区 高潮対策事業 三重県	5	9	想定浸水面積 30ha	5	1.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉鎖に時間を要する施設の電動化等高度化を図り、海岸保全の確実性を向上させる。</li> </ul>

衣浦港海岸 大津崎地区 高潮対策事業 愛知県	28	1,064	想定浸水面積 83ha	26	41.7	・地震時の浸水被害の危険性が高いため施設の耐震性を強化し所要の安全性を確保する。
長島港海岸 西長島地区 高潮対策事業 三重県	11	57	想定浸水面積 11ha	9	6.2	・地震時の浸水被害の危険性が高いため施設の耐震性を強化し所要の安全性を確保する。また、閉鎖に時間を要する施設の電動化等高度化を図り、海岸保全の確実性を向上させる。
長島港海岸 呼崎・名倉地区 高潮対策事業 三重県	38	476	想定浸水面積 21ha	38	12.4	・既存施設が建設後約40年経過し老朽化が顕著で、浸水被害の危険性が高いため所要の安全性を確保する。
尾道糸崎港海岸 三原地区 高潮対策事業 広島県	26	266	想定浸水面積 28ha	21	12.5	・現況天端高が計画天端高に比べ約0.9m低く、浸水被害の危険性が高いため所要の安全性を確保する。
土生港海岸 三庄地区 高潮対策事業 広島県	10	578	想定浸水面積 8ha	8	70.7	・波浪による越波が多く、浸水被害の危険性が高いため所要の安全性を確保する。
大迫港海岸 大迫地区 高潮対策事業 倉橋町	4	45	想定浸水面積 12ha	5	11.1	・波浪による越波が多く、浸水被害の危険性が高いため所要の安全性を確保する。
柳井港海岸 宮本地区 高潮対策事業 山口県	17	474	想定浸水面積 55ha	14	34.5	・現況天端高が計画天端高に比べ約0.8m低く、浸水被害の危険性が高いため所要の安全性を確保する。
観音寺港海岸 有明地区 侵食対策事業 香川県	6	129	想定浸水面積 6ha 想定侵食面積 4ha	6	22.5	・年平均で約0.9m海浜が侵食しており、国土・資産の安全性に問題があるため汀線を保全する。特に貴重な景観（名勝琴弾公園）を保全する。
三本松港海岸 須賀地区 侵食対策事業 香川県	28	307	想定浸水面積 23ha 想定侵食面積 5ha	25	12.1	・年平均で約1.2m海浜が侵食しており、国土・資産の安全性に問題があるため汀線を保全する。年平均で約11万人の海岸利用者数が見込まれる。
徳島小松島港海岸 和田島2地区 侵食対策事業 徳島県	11	228	想定浸水面積 10ha 想定侵食面積 2ha	10	23.7	・年平均で約1.3m海浜が侵食しており、国土・資産の安全性に問題があるため汀線を保全する。
東予港海岸 神拝地区 高潮対策事業 愛媛県	55	255	想定浸水面積 180ha	46	5.5	・現況天端高が計画天端高に比べ約1.3m低く、浸水被害の危険性が高いため所要の安全性を確保する。
崎戸港海岸 本郷地区 高潮対策事業 長崎県	2	12	想定浸水面積 0.2ha	2	6.1	・波浪による越波が多く、浸水被害の危険性が高いため所要の安全性を確保する。
西方港海岸 西方地区 高潮対策事業 鹿児島県	1	14	想定浸水面積 2ha	1	12.1	・現況天端高が計画天端高に比べ約0.7m低く、浸水被害の危険性が高いため所要の安全性を確保する。

租納港(竹富)海岸 租納地区 高潮対策事業 沖縄県	7	50	想定浸水面積 5ha	6	7.8	・波浪による越波が多く、浸水被害の危険性が高いため所要の安全性を確保する。
---------------------------------	---	----	------------	---	-----	---------------------------------------

【道路・街路事業】  
(直轄)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			
一般国道392号上茶路防災 北海道開発局	33	77	計画交通量：1,700台/日	40	1.9	・防災点検要対策箇所及び冬期末改良区間が解消される。
一般国道13号上山バイパス(延伸) 東北地方整備局	100	461	計画交通量：18,400台/日	91	5.1	・現道の混雑度2.2であるが、当該事業の実施により1.0未満に改善できる。
一般国道4号鏡石拡幅 東北地方整備局	112	309	計画交通量：38,800台/日	95	3.3	・現道の混雑度2.1であるが、当該事業の実施により1.0未満に改善できる。
一般国道13号院内道路 東北地方整備局	117	270	計画交通量：5,300台/日	101	2.7	・雄物川流域地方拠点都市地域整備計画を支援する。
一般国道112号鶴岡北改良 東北地方整備局	60	114	計画交通量：17,700台/日	53	2.2	・中心市街地へ至る現道の混雑度1.6であるが、当該事業の実施により1.0未満に改善できる。
一般国道45号宮古道路 東北地方整備局	190	326	計画交通量：8,100台/日	182	1.8	・三陸地方拠点都市地域整備計画を支援する。
一般国道14号湾岸千葉地区改良 関東地方整備局	220	683	計画交通量：38,600台/日	204	3.3	・良好な環境の保全・形成(現道の騒音レベルが夜間要請限度を超過している区間の環境改善が図られる) ・地域・都市の基盤形成(市街地再開発、区画整理の計画あり)
一般国道17号本庄道路 関東地方整備局	248	483	計画交通量：31,000台/日	189	2.6	都市圏の交通円滑化の推進(現道に混雑時旅行速度が20km/h未満である箇所がある) 道路の防災対策(架替の必要のある老朽橋梁有り)
一般国道8号加賀拡幅 北陸地方整備局	240	722	計画交通量：37,000台/日	195	3.7	・都市圏の交通円滑化の推進(主要渋滞ポイントである加茂交差点の渋滞が緩和) ・安全な生活環境の確保(現道の事故率を低減、安全な生活環境を確保)
一般国道1号関バイパス(延伸) 中部地方整備局	63	57	計画交通量：12,000台/日	107	1.9	・現道の混雑度が1.4であるが、当該事業の実施により解消できる。
一般国道161号愛発除雪拡幅 近畿地方整備局	35	78	計画交通量：6,100台/日	44	1.8	・現道が事前通行規制区間及び冬期末改良区間であるが、当該事業の実施により解消できる。
一般国道417号冠山峠道路 近畿地方整備局	230	387	計画交通量：3,100台/日	197	2.0	・現道がなく通行不能区間であるが、当該事業の実施により解消できる。
一般国道421号石樽峠道路 近畿地方整備局	150	256	計画交通量：5,600台/日	144	1.8	・現道が異常気象時通行規制区間、冬期交通不能区間及び大型車通行不能区間であるが、当該事業の実施により解消できる。



一般国道2号岡山市内立体 中国地方整備局	80	1,573	計画交通量：111,900台/日	76	20.6	・物流の効率化の支援（重要港湾岡山港へのアクセスが改善される）
一般国道2号戸田拡幅 中国地方整備局	60	144	計画交通量：47,200台/日	54	2.7	・中心市街地の活性化（中心市街地へ至る現道の混雑（混雑度2.00）が解消される）
一般国道32号猪ノ鼻道路 四国地方整備局	240	340	計画交通量：7,400台/日	202	1.7	・道路の防災対策・危機管理の充実（緊急輸送道路ネットワークに位置づけあり、防災点検要対策箇所あり、対象区間に事前通行規制区間あり）
一般国道10号豊前拡幅 九州地方整備局	60	123	計画交通量：12,600台/日	73	1.7	・現道の混雑度1.59であるが、当該事業の実施により改善できる。 ・道路防災対策・危機管理の充実（現道の震災点検箇所3橋）
一般国道10号行橋バイパス 九州地方整備局	40	201	計画交通量：25,600台/日	54	3.7	・現道の混雑度1.66であるが、当該事業の実施により改善できる。 ・地域づくりの支援（行橋駅周辺商業拠点地区の支援）
一般国道57号熊本東バイパス 九州地方整備局	43	939	計画交通量：67,400台/日	76	12.4	・現道の混雑度1.44であるが、当該事業の実施により改善できる。 ・良好な環境の保全・形成（夜間騒音要請限度を超過している神水地先の騒音レベルが低下される）

（補助）

事業名 事業主体	総事業費 （億円）	便益（B）		費用（C） （億円）	B / C	その他の指標による評価
		総便益 （億円）	便益の主な根拠			
銚子連絡道路 千葉県道路公社	308	775	計画交通量：8,700台/日	327	2.4	・地域の競争条件確保のための幹線道路網の構築（地域高規格道路（銚子連絡道路）：二次生活圏中心都市銚子市と県都千葉市との連絡強化） ・都市圏の交通円滑化の推進（第3次渋滞対策プログラム：猿尾交差点） ・道路の防災対策・危機管理の充実（国道126号：緊急輸送道路一次路線）
遠阪トンネル有料道路 兵庫県道路公社	35	137	計画交通量：9,200台/日	57	2.4	・地域づくりの支援（地域連携プロジェクト（但馬地方拠点都市 H6 指定）、大規模イベント（H18のじぎく兵庫国体）を支援する。）
一般国道280号蓬田～蟹田バイパス 青森県	68	187	計画交通量：5,800台/日	67	2.8	・物流効率の支援 （青森港へのアクセス改善および25t車両の通行が可能） ・道路の防災対策・危機管理の充実 （特殊通交規制区間が解消）
一般国道285号滝ノ沢バイパス 秋田県	65	136	計画交通量：6,300台/日	65	2.1	・物流の効率化の支援 （大館能代空港へのアクセス改善） ・地域づくりの支援 （隘路区間解消）
一般国道106号宮古西道路 岩手県	130	239	計画交通量：18,900台/日	117	2.0	・中心市街地の活性化（中心市街地に至る現道の混雑（1.7）解消） ・地域づくりの支援（三陸地方拠点都市地域の支援）
一般国道354号谷田部東拡幅 茨城県	97	150	計画交通量：20,000台/日	76	2.0	・中心市街地の活性化（中心市街地へ至る現道の混雑度1.0以上が解消する） ・都市圏の交通円滑化の推進（第三次渋滞対策プログラムに位置づけのある渋滞ポイントが解消される）

一般国道123号水橋拡幅 栃木県	19	42	計画交通量：13,100台/日	20	2.1	・中心市街地の活性化（中心市街地へ至る現道の混雑度1.0以上区間の混雑が解消する） ・地域づくりの支援（拠点開発プロジェクトの栃木県高度技術産業活性化計画を支援する）
一般国道117号青木島拡幅 長野県	23	61	計画交通量：36,000台/日	21	3.0	・都市圏の交通円滑化の推進（主要渋滞ポイント（一般国道18号大塚、母袋交差点）の渋滞が解消される） ・道路防災対策・危機管理の充実（長野県地域防災計画で震災対策緊急輸送路（第一次）に位置づけ）
一般国道361号上ヶ洞バイパス 岐阜県	60	101	計画交通量：1,800台/日	54	1.9	・物流効率化の支援（現道を総重量25tの車両の通行が可能となる） ・地域づくりの支援（大型車のすれ違い困難箇所が解消される）
一般国道305号越廼バイパス 福井県	38	69	計画交通量：4,500台/日	39	1.8	・対象区間に大型車のすれ違い困難箇所（最小幅員W=5.2m）が存在するが、当該事業の実施によりすれ違いが容易となる。
一般国道168号天の川バイパス 大阪府	60	137	計画交通量：35,600台/日	51	2.7	・主要渋滞ポイントである新天の川橋交差点の混雑が緩和される。
一般国道370号重根拡幅 和歌山県	24	143	計画交通量：31,900台/日	22	6.5	・現道の混雑度2.18であるが、当該事業の実施により0.9程度に改善できる。
一般国道425号福井バイパス 和歌山県	48	102	計画交通量：4,100台/日	44	2.3	・対象区間に大型車のすれ違い困難箇所（最小幅員W=3.5m）が存在するが、当該事業の実施によりすれ違いが容易となる。
一般国道432号菅原広瀬バイパス 島根県	38	63	計画交通量：5,200台/日	39	1.6	・地域づくりの支援（対象区間の大型車のすれ違い困難区間解消等） ・道路の防災対策・危機管理の充実（H8、9防災点検による要対策3箇所を解消）
一般国道197号三崎拡幅 愛媛県	11	20	計画交通量：4,000台/日	10	2.0	・物流の効率化の支援（三崎港へのアクセスが改善される） ・地域づくりの支援（対象区間に大型車のすれ違い困難区間が存在する）
一般国道439号 木屋ヶ内バイパス第二工区 高知県	34	57	計画交通量：2,900台/日	29	2.0	・地域づくりの支援（大型車のすれ違い困難区間を解消） ・道路の防災対策・危機管理の充実（第2次緊急輸送道路ネットワーク、対象区間に事前通行規制区間あり）
一般国道442号筑後バイパス 福岡県	30	154	計画交通量：17,700台/日	32	4.8	・物流効率化の支援（佐賀空港へのアクセスが改善） ・地域づくりの支援（大型車のすれ違い困難区間の解消）
一般国道207号深浦・百貫拡幅 佐賀県	45	84	計画交通量：21,100台/日	41	2.0	・物流効率化の支援（佐賀空港へのアクセスが改善） ・中心市街地の活性化（中心市街地へ至る現道混雑度：1.68）
一般国道382号河内拡幅 長崎県	20	32	計画交通量：2,700台/日	18	1.8	・物流効率化の支援（比田勝港へのアクセスが改善） ・地域づくりの支援（大型車のすれ違い困難区間の解消）
一般国道388号小蒲江バイパス 大分県	31	62	計画交通量：3,600台/日	25	2.5	・物流効率化の支援（佐伯港へのアクセスが改善） ・地域づくりの支援（大型車のすれ違い困難区間の解消）
一般国道58号網野子バイパス 鹿児島県	170	259	計画交通量：3,100台/日	149	1.7	・物流効率化の支援（名瀬港へのアクセスが改善） ・地域づくりの支援（大型車のすれ違い困難区間の解消）
一般国道269号伊座敷バイパス 鹿児島県	61	97	計画交通量：2,600台/日	52	1.9	・物流効率化の支援（伊座敷港へのアクセスが改善） ・地域づくりの支援（大型車のすれ違い困難区間の解消）

主要地方道 枝幸音威子府線 北海道	25	35	計画交通量：2,500台/日	22	1.6	・道路防災対策・危機管理の充実（緊急輸送道路指定2次、防災点検要対策箇所） ・地域づくりの支援（特別立法に基づく事業である。）
主要地方道 余市赤井川線 北海道	70	169	計画交通量：4,300台/日	60	2.8	・道路防災対策・危機管理の充実（緊急輸送道路指定1次） ・地域づくりの支援（特別立法に基づく事業である。）
一般道道 大観山公園線 北海道	54	74	計画交通量：3,920台/日	47	1.6	・都市圏の交通円滑化の推進（第3次渋滞対策プログラムに位置づけあり）
市道 福住平岸線 赤平市、芦別市	14	18	計画交通量：1,470台/日	12	1.5	・道路防災対策・危機管理の充実（震災点検要対策箇所あり） ・地域づくりの支援（大型車のすれ違い困難区間が解消される。特別立法に基づく事業である。）
市道 曲長線 札幌市	7	14	計画交通量：9,900台/日	7	2.0	・安全な生活環境の確保 ・地域づくりの支援（地域連携プロジェクトを支援する）
市道 屯田3番線 札幌市	5	11	計画交通量：9,000台/日	5	2.2	・都市圏の交通円滑化の推進（公共交通機関の利用の促進に資する） ・安全な生活環境の確保 ・地域づくりの支援（地域連携プロジェクトを支援する）
主要地方道 岩崎西目屋弘前線 青森県	26	50	計画交通量：2,500台/日	27	1.9	・地域づくりの支援（特別立法（水源地域対策特別措置法）に基づく事業である）
主要地方道 男鹿半島線 秋田県	55	118	計画交通量：20,100台/日	54	2.2	・物流効率化の支援（最寄りの港湾（船川港）へのアクセスが改善される）
一般県道 市毛水戸線 茨城県	52	73	計画交通量：19,800台/日	48	1.5	・地域づくりの支援（大型車のすれ違い困難区間が解消される）
市道 東中根高場線 ひたちなが市	34	51	計画交通量：8,000台/日	25	2.0	・都市圏の交通円滑化の推進（第3次渋滞対策プログラムの対象区間の渋滞を緩和する。）
主要地方道 前橋安中富岡線 群馬県	47	121	計画交通量：23,500台/日	42	2.9	・都市圏の交通円滑化の推進（旅行速度の向上が図られる）
市道 川東線 更埴市	22	31	計画交通量：3,000台/日	20	1.6	・安全な生活環境の確保
特例都道 豊洲有明線 東京都	20	75	計画交通量：32,700台/日	20	3.8	・物流効率化の支援（最寄りの港湾（京浜港）へのアクセスが改善される）
主要地方道 富山八尾線 富山県	38	122	計画交通量：11,900台/日	36	3.4	・都市圏の交通円滑化の推進（最寄りの港湾（伏木富山港）へのアクセスが改善される。第3次主要渋滞対策プログラムの対象区間の渋滞を緩和する。）
町道 稲鯨1号線 相川町	5	16	計画交通量：1,000台/日	6	2.7	・地域づくりの支援（大型車のすれ違い困難区間が解消される）
一般府道 郷ノ口余部線 京都府	24	44	計画交通量：6,060台/日	23	1.9	・地域づくりの支援（大型車のすれ違い困難区間が解消される） ・安全な生活環境の確保（自歩道整備による安全性の確保）
主要地方道 上粕城陽線 京都府	24	32	計画交通量：5,690台/日	19	1.7	・都市圏の交通円滑化の推進（JR山城多賀駅前広場等整備と連携し公共交通機関の利用促進を図る） ・地域づくりの支援（大型車のすれ違い困難区間が解消される）

主要地方道 茨木亀岡線 大阪府	30	50	計画交通量：4,300台/日	30	1.7	・特別立法（水源地域対策特別措置法）に基づく事業である。
市道 並松上松線 岸和田市	62	349	計画交通量：9,520台/日	179	1.9	・都市圏の交通円滑化の推進（渋滞の原因となっている踏切の除却）
主要地方道 洲本南淡線 兵庫県	34	103	計画交通量：6,100台/日	59	1.7	・物流効率化の支援（最寄りの港湾（阿万港）へのアクセスが改善される） ・地域づくりの支援（市町村合併支援道路整備計画に位置づけられた）
一般県道 河原インター線 鳥取県	74	222	計画交通量：6,900台/日	118	1.9	・物流効率化の支援（総重量25tの車両の通行を確保） ・地域づくりの支援（大型車のすれ違い困難区間が解消される）
町道 鯛原柏線 島根県	23	38	計画交通量：2,660台/日	25	1.5	・交通円滑化の推進（バス路線の新設） ・地域づくりの支援（大型車のすれ違い困難区間が解消される。特別立法（半島振興、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法）に基づく事業である。）
一般県道 中ノ関港線 山口県	60	82	計画交通量：7,400台/日	52	1.6	・物流効率化の支援（最寄りの港湾（三田尻中関港）へのアクセスが改善される） ・道路の防災対策・危機管理の充実（第2次緊急輸送道路ネットワーク計画に位置付け）
主要地方道 半田南知多線 愛知県	77	387	計画交通量：37,800台/日	64	6.0	・物流効率化の支援（最寄りの港湾（衣浦港）へのアクセスが改善される）
村道 剣山線 木頭村	10	18	計画交通量：1,500台/日	11	1.6	・地域づくりの支援 （大型車のすれ違い困難区間が解消される。特別立法（過疎法）に基づく事業である。）
一般県道 太田上町志度線 香川県	96	247	計画交通量：19,300台/日	76	3.3	・都市圏の交通円滑化の推進（踏切による渋滞の解消）
一般県道 玉津港線 愛媛県	9	29	計画交通量：5,700台/日	12	2.4	・物流効率化の支援（25t車両の通行が可能となる）
一般県道 八倉松前線 愛媛県	22	41	計画交通量：9,200台/日	23	1.8	・物流効率化の支援（25t車両の通行が可能となる）
市道 松山外環状線 松山市	117	2,077	計画交通量：12,800台/日	884	2.3	・物流効率化の支援（空港（松山空港）へのアクセスが改善される）
主要地方道 川之江大豊線 愛媛県	8	14	計画交通量：2,600台/日	9	1.6	・物流効率化の支援（25t車両の通行が可能となる）
一般県道 今治丹原線 愛媛県	28	102	計画交通量：5,600台/日	44	2.3	・都市圏の交通円滑化の推進（第3次渋滞対策プログラムの対象区間の渋滞を緩和する。）
一般県道 久米垣生線 愛媛県	34	2,077	計画交通量：12,800台/日	884	2.3	・物流効率化の支援（空港（松山空港）へのアクセスが改善される）
一般県道 岩城弓削線 愛媛県	5	12	計画交通量：2,000台/日	5	2.4	・地域づくりの支援（大型車のすれ違い困難区間が解消される。特別立法（離島振興法）に基づく事業である）

一般県道 三池港線 福岡県	9	20	計画交通量：8,200台/日	9	2.2	・物流効率化の支援（最寄りの港湾（三池港）へのアクセスが改善される）
町道 小ヶ倉音無線 富士町	8	11	計画交通量：1,500台/日	7	1.6	・地域づくりの支援（大型車のすれ違い困難区間が解消される。特別立法（水源地对策特別措置法）に基づく事業である。）
一般県道 瀬浦蔵原港線 長崎県	35	44	計画交通量：1,600台/日	28	1.6	・地域づくりの支援（大型車のすれ違い困難区間が解消される。特別立法（離島振興法）に基づく事業である）
一般県道 国分箱崎線 長崎県	13	19	計画交通量：4,800台/日	10	1.9	・地域づくりの支援（大型車のすれ違い困難区間が解消される。特別立法（離島振興法）に基づく事業である。）
市道 堤線 長崎県	7	29	計画交通量：400台/日	18	1.6	・地域づくりの支援（大型車のすれ違い困難区間が解消される。特別立法（過疎地域自立促進特別措置法）に基づく事業である）
市道 本山21号線 福江市	12	29	計画交通量：4,000台/日	12	2.4	・地域づくりの支援（大型車のすれ違い困難区間が解消される。特別立法（離島振興法）に基づく事業である。）
町道 上中本村線 南種子町	8	13	計画交通量：1,100台/日	8	1.6	・地域づくりの支援（大型車のすれ違い困難区間が解消される。特別立法（離島振興法）に基づく事業である。）
主要地方道 伊仙亀津徳之島空港線 鹿児島県	40	62	計画交通量：6,000台/日	37	1.7	・地域づくりの支援（大型車のすれ違い困難区間が解消される、特別立法（奄美群島開発特別措置法）に基づく事業である。）
一般県道 佐仁赤木名線 鹿児島県	17	23	計画交通量：2,800台/日	15	1.5	・地域づくりの支援（大型車のすれ違い困難区間が解消される、特別立法（奄美群島開発特別措置法）に基づく事業である。）
主要地方道 浦添西原線 沖縄県	22	49	計画交通量：10,600台/日	18	2.8	・その他（道路整備に関するプログラムに位置づけられている、4車線道路である、関連する大規模道路事業と一体的に整備する必要がある。）
市道 鳥堀12号 那覇市	20	48	計画交通量：7,100台/日	19	2.6	・地域づくりの支援（大型車のすれ違い困難区間が解消される。） ・安全な生活環境の確保（通学路で現況歩道幅員 1.0m）
市道 292号線 豊見城市	12	65	計画交通量：9,590台/日	10	6.3	・その他（車線数 4）
町道 与那原6号線 与那原町	18	22	計画交通量：3,200台/日	13	1.7	・地域づくりの支援（大型車のすれ違い困難区間が解消される）
村道 長堂～上原線 大里村	8	16	計画交通量：1,000台/日	7	2.2	・地域づくりの支援（大型車のすれ違い困難区間が解消される）
千代田丁未線 北海道 （自：北海道夕張市末広1丁目） （至：北海道夕張市福住）	25	47	計画交通量：9,130台/日	24	2.0	・中心市街地の活性化 ・地域・都市の基盤の形成 ・安全な生活環境の確保

共栄通外2 帯広市 (自:北海道帯広市新町東10丁目) (至:北海道帯広市西12条南1丁目)	28	68	計画交通量:14,500台/日	23	3.0	・中心市街地の活性化 ・安全な生活環境の確保
新永隆橋 北海道 (自:北海道旭川市神楽1条9丁目) (至:北海道旭川市宮前通西)	42	81	計画交通量:21,500台/日	37	2.2	・都市圏の交通円滑化の推進 ・地域づくりの支援
西宮の沢・新発寒通外1 札幌市 (自:札幌市手稲区) (至:札幌市手稲区)	45	65	計画交通量:9,900台/日	36	1.8	・中心市街地の活性化 ・都市圏の交通円滑化
梨木町上米内線(工区) 盛岡市 (自:岩手県盛岡市梨木町) (至:岩手県盛岡市上田一丁目)	42	82	計画交通量:27,200台/日	36	2.3	・物流効率化の支援 ・中心市街地の活性化 ・都市圏の交通円滑化の推進
四日町日月山線 山形県 (自:山形県山形市葉師町) (至:山形県山形市印役町)	60	73	計画交通量:3,600台/日	48	1.5	・中心市街地の活性化 ・安全な生活環境の確保 ・良好な環境の保全・形成 ・道路の防災対策・危機管理の充実
白銀沼館環状線外3線 八戸市 (自:青森県八戸市沼館四丁目) (至:青森県八戸市沼館四丁目)	12	32	計画交通量:38,200台/日	11	2.9	・物流効率化の支援 ・中心市街地の活性化 ・都市圏の交通円滑化の推進
宮沢根白石線(南鍛冶町工区) 仙台市 (自:仙台市若林区舟丁) (至:仙台市若林区連坊小路)	98	166	計画交通量:34,500台/日	71	2.3	・都市圏の交通円滑化の推進 ・地域づくりの支援
環状第5の1線(北参道) 東京都 (自:東京都渋谷区千駄ヶ谷) (至:東京都渋谷区千駄ヶ谷)	117	144	計画交通量:45,000台/日	86	1.7	・中心市街地内で行う事業である ・公共交通機関の利用促進に資する

補助第11号線 東京都 (自:東京都渋谷区恵比寿) (至:東京都渋谷区恵比寿)	90	141	計画交通量:27,000台/日	74	1.9	・公共交通利用の促進に資する ・都市計画道路整備プログラムに位置づけられている
補助第120号線 東京都 (自:東京都墨田区八広) (至:東京都江戸川区平井)	146	278	計画交通量:27,000台/日	134	2.1	・広域避難場所を連絡する避難道路として整備 ・都市計画道路整備プログラムに位置づけられている
新青梅街道線 東京都 (自:東京都青梅市滝ノ上町) (至:東京都青梅市天ヶ瀬町)	32	80	計画交通量:12,000台/日	26	3.1	・都市計画道路整備プログラムに位置づけられている ・道路の防災対策・危機管理の充実
西武池袋線連続立体交差事業(延伸) 東京都 (自:東京都練馬区高野台) (至:東京都練馬区東大泉)	430	429	踏切交通遮断量:19万台/日	172	2.5	・交通の円滑化(9箇所の踏切除却等) ・中心市街地の活性化(石神井公園駅駅前広場整備など中心市街地での都市基盤の整備)
穴部国府津線 期工区 神奈川県 (自:神奈川県小田原市蓮正寺) (至:神奈川県小田原市成田)	38	98	計画交通量:11,400台/日	31	3.2	・都市圏の交通円滑化の推進
内環状南線 長野県 (自:長野県松本市鎌田) (至:長野県松本市井川城)	40	83	計画交通量:25,000台/日	36	2.3	・物流効率化の支援 ・中心市街地の活性化
飯門田新田線(北本町工区) 新潟県 (自:新潟県上越市北本町3丁目) (至:新潟県上越市栄町)	30	73	計画交通量:24,000台/日	22	3.4	・物流効率化の支援(国道18号上新バイパス寺インターへの)アクセス改善 ・安全な生活環境の確保(沿線中学校への通学路の確保)
鳴和三日市線(御影大橋) 石川県 (自:石川県金沢市長土堀3丁目) (至:石川県金沢市御影町)	32	189	計画交通量:46,300台/日	31	6.2	・都市圏の交通円滑化の推進(現況3車線の4車線化による交通混雑の緩和) ・物流効率化の支援(金沢駅へのアクセス向上)

泉野々々市線（米泉） 金沢市 （自：石川県金沢市米泉6丁目） （至：石川県金沢市押野1丁目）	60	274	計画交通量：22,600台/日	55	5.0	・都市圏の交通円滑化の推進(周辺幹線道路の交通混雑の緩和) ・安全な生活環境の確保(歩道整備による歩行者・自転車の安全確保)
J R 東海道本線等連続立体交差事業 静岡県 （自：静岡県沼津市大岡） （至：静岡県沼津市大諏訪）	790	2,071	踏切交通遮断量：19万台時/日	755	2.7	・交通の円滑化（13箇所の踏切除去等） ・中心市街地の活性化（沼津駅付近の低未利用地を周辺土地区画整理事業と併せて整備）
久世北茶屋線立体交差 京都市 （自：京都市西京区川島六ノ坪町） （至：京都市西京区川島六ノ坪町）	115	289	踏切交通遮断量：14万台時/日	88	3.3	・都市圏の交通円滑化の推進 ・道路の防災対策，危機管理の充実
山陰街道立体交差 京都市 （自：京都市西京区川島滑樋町） （至：京都市西京区川島滑樋町）	75	216	踏切交通遮断量：15万台時/日	58	3.7	・都市圏の交通円滑化の推進 ・道路の防災対策，危機管理の充実
南海電鉄南海本線連続立体交差事業 大阪府 （自：大阪府堺市浜寺石津町中5丁目） （至：大阪府堺市浜寺公園町3丁目）	425	396	踏切交通遮断量：17万台時/日	172	2.3	・交通の円滑化（7箇所の踏切除去等） ・中心市街地の活性化（諏訪ノ森駅前広場整備の中心市街地内での都市基盤の整備）
三条菅原線 奈良県 （自：奈良県奈良市三条大路一丁目） （至：奈良県奈良市三条大路一丁目）	30	89	計画交通量：31,000台/日	26	3.4	・都市圏の交通円滑化の推進 ・地域づくりの支援
都市計画道路 市駅小倉線 和歌山県 （自：和歌山市出水） （至：和歌山市鳴神）	37	459	計画交通量：18,000台/日	33	13.9	・物流効率化の支援 ・中心市街地の活性化 ・都市圏の交通円滑化の推進 その他3項目
今市古志線 島根県 （自：島根県出雲市今市町） （至：島根県出雲市上塩冶町）	40	239	計画交通量；13,400台/日	36	6.6	・中心市街地の活性化 ・地域づくりの支援



城山北公園線 島根県 (自: 島根県松江市殿町) (至: 島根県松江市米子町)	64	80	計画交通量; 24,700台/日	52	1.5	・ 中心市街地の活性化 ・ 都市圏の交通円滑化の推進
中央通り線外1線 山口県 (自: 山口県新南陽市川崎三丁目) (至: 山口県徳山市大字徳山)	30	138	計画交通量: 27,500台/日	25	5.4	・ 物流効率化の支援 ・ 中心市街地の活性化
来住余戸線(県) 愛媛県 (自: 松山市北土居町) (至: 松山市古川南三丁目)	859	2,077	計画交通量: 8,300台/日	884	2.3	・ 物流効率化の支援 ・ 中心市街地の活性化 ・ 都市圏の交通円滑化の推進 ・ 地域・都市の基盤の形成
川東村松線 愛媛県 (自: 川之江市妻鳥町, 伊予三島市村松町) (至: 川之江市妻鳥町, 伊予三島市村松町)	69	203	計画交通量: 11,800台/日	69	2.9	・ 物流効率化の支援 ・ 関連する大規模事業と一体的に進める必要あり
来住余戸線(市) 松山市 (自: 松山市古川南三丁目) (至: 松山市市坪南三丁目)	859	2,077	計画交通量: 11,900台/日	884	2.3	・ 物流効率化の支援 ・ 中心市街地の活性化 ・ 都市圏の交通円滑化の推進 ・ 地域・都市の基盤の形成
本郷基山線 福岡県 (自: 福岡県小郡市力武) (至: 福岡県小郡市三沢)	30	45	計画交通量: 6,200台/日	22	2.0	・ 物流効率化の支援 ・ 都市圏の交通円滑化の推進 ・ 安全な生活環境の確保
那珂川宇美線(小倉工区) 福岡県 (自: 福岡県春日市小倉2丁目) (至: 福岡県春日市小倉1丁目)	40	96	計画交通量: 33,000台/日	36	2.6	・ 物流効率化の支援 ・ 都市圏の交通円滑化の推進 ・ 安全な生活環境の確保
堤上野線(県) 福岡県 (自: 福岡県大川市大字小保) (至: 福岡県大川市大字向島)	42	77	計画交通量: 14,200台/日	35	2.2	・ 物流効率化の支援 ・ 中心市街地の活性化 ・ 安全な生活環境の確保

宗像福岡線 宗像市 (自：福岡県宗像市田熊) (至：福岡県宗像市田熊)	10	20	計画交通量：11,500台/日	9	2.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地の活性化</li> <li>・都市圏の交通円滑化の推進</li> <li>・地域・都市の基盤の形成</li> </ul>
JR鹿児島本線・豊肥本線連続立体交差事業 (延伸) 熊本県 (自：熊本県熊本市池田) (至：熊本県熊本市花園)	100	196	踏切交通遮断量：16万台時/日	58	3.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通の円滑化（5箇所の踏切除却等）</li> <li>・中心市街地の活性化（上熊本駅広場整備などの中心市街地内での都市基盤の整備）</li> </ul>
県道24号線バイパス (一般県道24号線) 沖縄県 (自：沖縄県中頭郡北谷町桑江) (至：沖縄県中頭郡北谷町吉原)	127	459	計画交通量：25,900台/日	292	1.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最寄りの港湾へのアクセスの改善</li> <li>・中心市街地へ至る現道の混雑度が1.0以上</li> </ul>

【土地区画整理事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益(B)		費用(C) (億円)	B/C	その他の指標による評価
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			
稲田川西土地区画整理事業 稲田川西土地区画整理組合	66	28	計画交通量：14,600台	15	1.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路整備と一体となった住宅地供給を実現する</li> <li>・地区計画等による宅地側の良好な環境が実現する</li> </ul>
札幌北栄土地区画整理事業 札幌北栄土地区画整理組合	27	16	計画交通量：2,600台	8	2.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路整備と一体となった住宅地供給を実現する</li> <li>・地区計画等による宅地側の良好な環境が実現する</li> </ul>
大野土地区画整理事業 大野土地区画整理組合	65	74	計画交通量：10,029台	40	1.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路整備と一体となった住宅地が供給される</li> <li>・公園等公共施設の適正配置により良好な生活環境が形成される</li> </ul>
矢幅駅西地区土地区画整理事業 矢巾町	80	16	計画交通量：2,210台	6	2.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・矢幅駅へのアクセスを良好にし、公共交通機関の利用を促進させる</li> <li>・地区の骨格軸を形成し、良好な土地利用と交通の円滑化が推進される</li> </ul>
稲荷下第二地区土地区画整理事業 遠野市	44	13	計画交通量：2,190台	8	1.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内の全路線幅員6m以下であったが、事業により幅員が6m以上に改良されることにより交通の円滑化が図られる</li> <li>・公園や公共・公益施設の集中立地した防災安全区等の避難拠点が整備される</li> </ul>
下増田臨空土地区画整理事業 下増田臨空土地区画整理組合	224	452	計画交通量：24,437台	47	9.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台空港鉄道整備と一体的な事業であり、活力ある地域づくりを支援する</li> <li>・交通広場の整備により公共交通機関の利用が促進される</li> </ul>

関下土地区画整理事業 関下土地区画整理組合	148	451	計画交通量：24,437台	38	11.8	・仙台空港鉄道整備と一体的な事業であり、活力ある地域づくりを支援する ・交通広場の整備により公共交通機関の利用が促進される
寒河江市木の下土地区画整理事業 寒河江市木の下土地区画整理組合	40	32	計画交通量：10,000台	13	2.5	・幹線道路の整備により、中心市街地内交通の渋滞緩和が解消される ・生活基盤（街区公園、幹線道路、区画道路）の整備拡充により、防災機能の強化が図られる
新鹿沼駅西土地区画整理事業 鹿沼市	56	15	計画交通量：6,619台	8	1.8	・現道に混雑時20km/h未満である箇所が解消され、交通円滑化が推進される ・道路及び駅前広場の整備により、鉄道とのアクセスが改善され、公共交通機関の利用の促進が図れる
鶴土地区画整理事業 邑楽町	70	56	計画交通量：5,000台	22	2.5	・すれ違い不能道路の解消や通学路の安全確保、災害時の避難道路の確保ができる ・土地の形状を整形することにより、市街化区域内の耕作放棄地等未利用地の有効利用を図ることができる
富岡中央土地区画整理事業 富岡市	98	51	計画交通量：14,000台	22	2.3	・すれ違い不能道路の解消により、交通渋滞の解消、歩行者の安全性確保、災害時の避難道路の確保ができる ・電線類の地中化により、中心市街地の顔にふさわしい道路形態の整備を図ることができる
本庄新都心土地区画整理事業 地域振興整備公団	313	1,058	計画交通量：32,700台	113	9.4	・先導的な施策に係る事業(上越新幹線本庄新駅設置、早稲田リサーチパーク整備との一体的な基盤整備)である ・中心市街地へ至る現道の混雑度1.0以上という状況が改善される
高麗川駅西口土地区画整理事業 日高市	150	10	計画交通量：9,000台	3	3.0	・駅周辺の狭い道路が解消され、安全な市街地形成が図れる ・街区道路を整備することにより、歩行者と自動車の混在が解消される
湖南特定土地区画整理事業 湖南特定土地区画整理組合	102	31	計画交通量：6,600台	11	2.9	・街区の再編、低未利用地の入れ替え・集約がおこなわれ、中心市街地の活性化が図られる ・道路整備と一体となった住宅地供給が行われる
公津西特定土地区画整理事業 公津西土地区画整理組合	91	15	計画交通量：6,000台	4	3.3	・成田空港の完全化による人口の受け皿としてのよりよい生活環境が確保される ・成田ニュータウンと連続した安心して住める市街地が実現される
西本町土地区画整理事業 十日町市	28	16	計画交通量：10,000台	9	1.8	・地域交流センターを核とした地域連携を支援する拠点が形成される ・都市基盤の整備により、安全な生活環境の確保が図られる

新発田駅前土地区画整理事業 新発田市	83	27	計画交通量：32,000台	16	1.7	・低未利用地の集約・利用拡充により中心市街地の活性化が図られる ・交通結節点（駅前広場）を中心とした整備により、交通円滑化が図られる
豊橋牟呂坂津土地区画整理事業 豊橋市	95	28	計画交通量：6,583台	13	2.1	・幅員6m以上の道路が整備され、防災上の安全が確保される ・地区内を通る県道が整備されることによって、交通円滑化が推進される
小牧文津土地区画整理事業 小牧市	93	124	計画交通量：14,071台	32	3.9	・住工混在した土地利用を解消するとともに、地区内の低未利用地の増進を図る ・本地区は大都市法に基づく重点供給地域である
常滑東特定土地区画整理事業 常滑市	53	13	計画交通量：968台	5	2.5	・道路を整備することにより、中心市街地及び新空港へアクセスしやすくなり利便性がよくなる ・地区計画等により宅地の良好な環境を有する市街地の形成を図る
栗東新都心土地区画整理事業 栗東市	299	409	計画交通量：50,100台	164	2.5	・新幹線新駅の交通広場との一体整備により公共交通機関の利用促進が図られる ・道路整備と一体となった住宅地供給により未利用地の利用促進が図られる
有年土地区画整理事業 赤穂市	83	22	計画交通量：5,900台	10	2.1	・国道2号のバイパス化と一体的に基盤整備を連携して行うもので、相互の事業を効率的に実施できる ・安心して暮らせる居住環境と適正な市街地を形成することで、西播磨テクノポリスの副母都市としての住機能の充実を図ることができる
城下山田（中井・段地区）土地区画整理事業 （仮）中井・段土地区画整理組合	35	29	計画交通量：19,200台	16	1.8	・町の中心市街地と本地区とを結ぶ都）鹿沢新宮線をはじめとする都市基盤施設を整備することにより、都市の骨格形成が促進される ・既成市街地からの移転及び町内外からの世帯分離の受け皿となる宅地が整備され、地域の活性化につながる
東本通土地区画整理事業 本郷町	85	38	計画交通量：2,857台	15	2.5	・安全な生活環境の確保：歩道が無い通学路を解消できる ・消防、緊急活動困難地区が解消され、安全で快適な住環境が整備される
柳川駅東部土地区画整理事業 三橋町	96	39	計画交通量：5,662台	22	1.7	・市街地から広域物流拠点へ連携する地域高規格道路までのアクセスが改善され交通結節機能が強化される ・西鉄柳川駅東口開設と駅前広場の設置により公共交通機関の利用が促進される

福岡駅東土地区画整理事業 都市基盤整備公園	209	126	計画交通量：13,700台	30	4.2	・駅東口周辺の土地利用の活性化を図り、公共交通機関等の利用を促進させる ・用途の制限等を行う事によって良好な住環境を形成する
里北土地区画整理事業 大口市	30	10	計画交通量：4,100台	7	1.5	・中心市街地へ至る現道の混雑度が緩和され、中心市街地が活性化される ・公共公益施設の集中立地した街区を設け避難拠点が整備される
竹原土地区画整理事業 平良市	55	17	計画交通量：6,226台	10	1.8	・街区の再編、低未利用地の入れ替え・集約を行うことにより、中心市街地の活性化が推進される。 ・道路整備と一体となった住宅地供給を実施することにより、都市基盤の形成が図れる
北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業 北九州市	270	494	計画交通量：14,471台	44	11.1	・教育・研究機関を集積して産学の連携を促進することにより、産業の高度化や新産業の創出を図り地域を活性化させる ・複合的なまちづくりを行うことにより、高質で良好な市街地が形成される

【市街地再開発事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			
千葉中央第六 千葉市	200	304	周辺10kmの地価上昇 区域内施設（延床面積 約52,000㎡） の収益向上	240	1.3	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定
上尾中山道東側 上尾市	80	132	周辺10kmの地価上昇 区域内施設（延床面積 約29,900㎡） の収益向上	97	1.4	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定
晴海三丁目西 中央区	1,061	1,680	周辺10kmの地価上昇 区域内施設（延床面積 約352,000㎡） の収益向上	886	1.9	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定
西新宿六丁目西第6 新宿区	535	1,962	周辺10kmの地価上昇 区域内施設（延床面積 約138,700㎡） の収益向上	640	3.1	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定
西新宿六丁目西第7 新宿区	88	180	周辺10kmの地価上昇 区域内施設（延床面積 約22,800㎡） の収益向上	105	1.7	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定
新宿三丁目東 新宿区	79	1,659	周辺10kmの地価上昇 区域内施設（延床面積 約26,600㎡） の収益向上	184	9.0	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定

ひぐらしの里北 荒川区	140	514	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積 39,500㎡)の 収益向上	150	3.4	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定
長野銀座A-1 長野市	85	208	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積 約23,400㎡) の収益向上	91	2.3	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定
岐阜駅西 岐阜市	107	1,010	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積 約56,700㎡) の収益向上	124	8.2	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定
浜松東第一1街区 浜松市	104	163	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積 約39,200㎡) の収益向上	139	1.2	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定
掛川駅前東街区 掛川市	70	135	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積 約31,000㎡) の収益向上	93	1.4	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定
勝川 春日井市	85	136	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積 約39,500㎡) の収益向上	84	1.6	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定
神戸C 津市	14	48	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積 約7,700㎡)の 収益向上	16	3.0	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定
防府駅てんじんぐち 防府市	60	165	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積 約25,700㎡) の収益向上	77	2.2	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定
モノレール旭橋駅周辺 那覇市	383	710	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積 約153,500㎡) の収益向上	454	1.6	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定
平和通り一番街地区 平和通り一番街地区市街地再開発組合	57	180	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約45,000㎡)の収 益向上	62	2.9	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定
いわき駅前地区 いわき駅前地区市街地再開発組合	178	284	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約49,000㎡)の収 益向上	186	1.5	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定
京成曳舟駅前東第一地区 京成曳舟駅前東第一地区市街地再開発組合	55	90	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約18,000㎡)の収 益向上	54	1.7	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定
武蔵小金井駅南口第1地区 都市基盤整備公団	329	1,514	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約100,000㎡)の収 益向上	451	3.4	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定
刈谷駅南地区 都市基盤整備公団	295	473	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約85,000㎡)の収 益向上	307	1.5	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定
岩倉駅東地区北街区 岩倉駅東地区北街区市街地再開発組合	65	95	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約27,000㎡)の収 益向上	63	1.5	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定

河内花園駅前地区 河内花園駅前地区市街地再開発組合	73	133	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約19,000㎡)の収益向上	86	1.5	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定
今屋敷地区 今屋敷地区市街地再開発組合	54	112	周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約21,000㎡)の収益向上	68	1.7	・事業採算 ・事業執行環境 ・都市計画決定
熊谷駅東地区 熊谷市	1	1	地区内施設毎の便益の総和	1	1.6	・地区内施設毎のそれぞれの指標
千葉駅西口 千葉市	10	18	地区内施設毎の便益の総和	12	1.5	・地区内施設毎のそれぞれの指標
調布駅南第1 調布市	10	66	地区内施設毎の便益の総和	36	1.8	・地区内施設毎のそれぞれの指標
戸塚駅西口第1 横浜市	14	35	地区内施設毎の便益の総和	11	3.1	・地区内施設毎のそれぞれの指標

【都市再生推進事業】  
(都市再生総合整備事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益(B)		費用(C) (億円)	B/C	その他の指標による評価
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			
札幌駅・大通駅周辺地域 札幌市	-	563	事業実施による地価の上昇	348	1.6	・事業の内容が、事業対象地区の課題や目標とする地域像との関連で明確となっている。 ・民間都市開発の誘導効果等、事業全体としての促進効果が見込まれる。 等
手寄 福井市	30	30	基幹事業で整備される商業施設、駐車場、住宅に加えて、地域交流センターを整備することにより、集客効果と来街者の利便性の増大が見込まれる。	30	1.0	関連事業や基幹的事业との相乗波及効果、他施策との連携効果、事業全体としての促進効果、都市拠点の形成効果等の定性評価。
老松 野津町	3	3	道路・公園等の地域生活基盤施設の整備により、環境に配慮した住環境とまちなみが形成され、地域活性化と定住促進が見込まれる。	3	1.0	関連事業や基幹的事业との相乗波及効果、他施策との連携効果、事業全体としての促進効果、都市拠点の形成効果等の定性評価。

## (都市再生区画整理事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 ( B )		費用 ( C ) (億円)	B / C	その他の指標による評価
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			
茂原駅前通り地区土地区画整理事業 茂原市	163	157	事業有りの総地代：60億円 事業無しの総地代：49億円	144	1.1	・現道幅員が4m以下の道路を整備改善することにより、迅速な消防・緊急活動の実現を図る ・駅前交通費路の整備を行い交通機関の利用向上を図る
八幡宿駅東口土地区画整理事業 市原市	149	201	事業有りの総地代：99億円 事業無しの総地代：89億円	199	1.0	・老朽家屋を中心とした宅地の再編成を図ることにより、災害に強い市街地の形成を図る ・商業復興施策、公共施設整備と密接な連携を図る
稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業 稲城市	140	328	事業有りの総地代：37億円 事業無しの総地代：30億円	174	1.9	・混在化した土地利用の整序を行うことで、都市環境の改善が図れる ・地区内に公共下水道が整備されることで、快適な住環境に改善される
裾野駅西土地区画整理事業 裾野市	190	197	事業有りの総地代：1,257億円 事業無しの総地代：1,060億円	166	1.2	・広幅員歩行者専用道路を設置し、バリアフリー化された歩行者環境の整備をすることにより、福祉社会へ対応する街が形成される ・散在する未利用地の入替えを行い、商業施設を集積することで、活気があり利便性の高い中心商店街が形成される
岡崎真伝特定土地区画整理事業 岡崎真伝特定土地区画整理組合	124	233	事業有りの総地代：44億円 事業無しの総地代：33億円	211	1.1	・地区計画等により宅地の良好な環境を有する市街地の形成を図る ・道路を整備することにより、中心市街地へアクセスしやすくなり、利便性がよくなる
栗東新都心土地区画整理事業 栗東市	299	715	事業有りの総地代：115億円 事業無しの総地代：75億円	297	2.4	・新幹線新駅の交通広場の整備と住宅供給により中心市街地の活性化が図れる ・18m以上の街路8路線及び公園やモールの整備により災害時における安全な市街地が形成できる
木の本土地区画整理事業 木の本土地区画整理組合	3	6	事業有りの総地代：17.9億円 事業無しの総地代：17.6億円	5	1.2	・散在する低未利用地の入れ替え・集約がなされ、土地の有効利用が実現する ・狭隘な道路が多い当該地域において、道路、公園等が適切に配置され、防災上安全な市街地が形成される
五位堂駅前北第二土地区画整理事業 香芝市	46	72	事業有りの総地代：66億円 事業無しの総地代：61億円	67	1.1	・市街化区域内農地が計画的に整備され、良好な住宅地の供給が図れる ・中心市街地活性化基本計画に位置づけられた五位堂駅前地区において、施行済地区と整合のとれた土地利用が可能となる



向洋駅周辺土地区画整理事業 府中町	138	170	事業有りの総地代：130億円 事業無しの総地代：118億円	142	1.2	・中心市街地活性化基本計画に基づき、衰退した商店街の活性化が図れる ・消防、緊急活動困難地区が解消され、安全で快適な住環境が整備される
金沢八景駅東口地区土地区画整理事業 横浜市	38	107	事業有りの総地代：38億円 事業無しの総地代：37億円	95	1.1	・駅前広場等が整備され、交通ターミナルとしての機能が向上する ・老朽住宅等の建替えや、災害時の避難経路がネットワーク化され、防災上安全な市街地が形成される
白水特定土地区画整理事業 白水特定土地区画整理組合	113	267	事業有りの総地代：84億円 事業無しの総地代：73億円	186	1.4	・白水地区は神戸市総合基本計画に位置づけられており、健全で良好な環境を持つ市街地を形成する ・地区計画による街並みを誘導し、良好な住環境を形成する
富沢駅周辺土地区画整理事業 仙台市	258	367	事業有りの総地代：2,029億円 事業無しの総地代：1,662億円	343	1.1	・散在する低未利用地の入れ替え・集約を行うことで、土地の有効利用・高度利用が促進される ・災害時の避難路がネットワーク化され、避難時等の選択性が向上することで、安全な市街地が形成される
豊洲二丁目土地区画整理事業 都市基盤整備公団	145	325	事業有りの総地代：194億円 事業無しの総地代：177億円	153	2.1	・地区の約7割を占める造船所跡地を活用し、大規模な土地利用転換・都市機能の高度化が実現する ・地区のほぼ全域に再開発地区計画がかかっており、400%以上の容積率が想定される

(都市再生交通拠点整備事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 ( B )		費用 ( C ) (億円)	B / C	その他の指標による評価
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			
南橋本駅地区 相模原市	19	20	歩行者数5,262人 / 日	11	1.8	・交通結節点における自由通路など、乗り継ぎ円滑化に資する施設を整備する。
(仮称)空港駅地区 常滑市	11	28	歩行者数20,200人 / 日	3	8.3	・交通結節点における自由通路など、乗り継ぎ円滑化に資する施設を整備する。
長浜駅地区 長浜市	9	20	歩行者数10,842人 / 日	10	2.0	・交通結節点における自由通路など、乗り継ぎ円滑化に資する施設を整備する。
阪急山本駅地区 宝塚市	1	2	歩行者数17,000人 / 日	1	1.7	・バリアフリー交通施設の整備を行う
大牟田駅地区 大牟田市	2	2	歩行者数8,000人 / 日	2	1.2	・バリアフリー交通施設の整備を行う
西鹿児島駅地区 鹿児島市	2	8	歩行者数4,500人 / 日	2	3.8	・公共交通の利用促進に資する施設を整備する。

(都市防災総合推進事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			
補助46号線品川区 品川区	8	43	都市防火区画面積：約275ha 都市防火区画内建物棟数：約11,290棟 避難圏域面積：約144ha 避難圏域内人口：約32,800人	8	5.3	・周辺が都市防災上危険性の高い地区であり、地域の防災性の向上が図られる。 ・代替的な避難施設、延焼遮断効果を持つ施設が不足している。
補助46号線目黒本町三丁目地区 目黒区	1	9	都市防火区画面積：約275ha 都市防火区画内建物棟数：約11,290棟 避難圏域面積：約144ha 避難圏域内人口：約32,800人	1	7.3	・周辺が都市防災上危険性の高い地区であり、地域の防災性の向上が図られる。 ・代替的な避難施設、延焼遮断効果を持つ施設が不足している。
補助136号線関原・梅田地区 足立区	10	50	都市防火区画面積：約230ha 都市防火区画内建物棟数：約10,270棟 避難圏域面積：約170ha 避難圏域内人口：約26,000人	10	4.8	・周辺が都市防災上危険性の高い地区であり、地域の防災性の向上が図られる。 ・代替的な避難施設、延焼遮断効果を持つ施設が不足している。
葛飾中央地区 葛飾区	11	178	都市防火区画面積：約1,180ha 都市防火区画内建物棟数：約41,870棟 避難圏域面積：約660ha 避難圏域内人口：約108,300人	11	16.8	・周辺が都市防災上危険性の高い地区であり、地域の防災性の向上が図られる。 ・代替的な避難施設、延焼遮断効果を持つ施設が不足している。

【まちづくり総合支援事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			
本町地区まちづくり総合支援事業 豊浦町	9	12	要素事業毎の便益の総和	9	1.3	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
合同庁舎周辺地区まちづくり総合支援事業 虻田町	3	4	要素事業毎の便益の総和	3	1.4	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
巢子駅地区まちづくり総合支援事業 滝沢村	12	30	要素事業毎の便益の総和	12	2.6	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等

西馬音地区まちづくり総合支援事業 羽後町	9	9	要素事業毎の便益の総和	9	1.0	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
棚倉城跡周辺地区まちづくり総合支援事業 棚倉町	5	5	要素事業毎の便益の総和	5	1.0	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
桑折駅周辺地区まちづくり総合支援事業 桑折町	5	6	要素事業毎の便益の総和	5	1.3	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
荒井地区まちづくり総合支援事業 仙台市	19	31	要素事業毎の便益の総和	29	1.1	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
下館駅北ルネサンス地区まちづくり総合支援事業 下館市	19	39	要素事業毎の便益の総和	17	2.2	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
瓜連駅周辺地区まちづくり総合支援事業 瓜連町	8	28	要素事業毎の便益の総和	13	2.2	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
宝積寺駅周辺地区まちづくり総合支援事業 高根沢町	14	22	要素事業毎の便益の総和	14	1.6	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
栃木駅周辺まちづくり総合支援事業 栃木市	6	6	要素事業毎の便益の総和	6	1.1	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
那珂川河畔地区まちづくり総合支援事業 黒羽町	5	6	要素事業毎の便益の総和	5	1.2	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
駅西地区まちづくり総合支援事業 西那須野町	29	51	要素事業毎の便益の総和	28	1.8	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等

富岡中央地区まちづくり総合支援事業 富岡市	6	38	要素事業毎の便益の総和	7	5.2	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
伊勢崎駅周辺地区まちづくり総合支援事業 伊勢崎市	17	82	要素事業毎の便益の総和	20	4.2	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
吉町・瀬崎地区まちづくり総合支援事業 草加市	34	56	要素事業毎の便益の総和	31	1.8	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
上福岡駅前周辺地区まちづくり総合支援事業 上福岡市	23	41	要素事業毎の便益の総和	22	1.9	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
鶴瀬駅西口地区まちづくり総合支援事業 富士見市	10	11	要素事業毎の便益の総和	10	1.2	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
本庄新都心地区まちづくり総合支援事業 本庄市	5	7	要素事業毎の便益の総和	5	1.5	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
春日部駅西口南地区まちづくり総合支援事業 春日部市	18	42	要素事業毎の便益の総和	20	2.1	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
流山市新市街地地区まちづくり総合支援事業 流山市	13	507	要素事業毎の便益の総和	56	9.0	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
J R 船橋駅周辺地区まちづくり総合支援事業 船橋市	13	111	要素事業毎の便益の総和	14	7.9	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
四街道都市核北地区まちづくり総合支援事業 四街道市	5	16	要素事業毎の便益の総和	8	2.1	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等

池袋駅東口周辺地区まちづくり総合支援事業 豊島区	57	66	要素事業毎の便益の総和	58	1.1	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
小田急相模原駅周辺地区まちづくり総合支援事業 相模原市	16	74	要素事業毎の便益の総和	25	3.0	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
渋谷駅南口周辺地区まちづくり総合支援事業 秦野市	11	15	要素事業毎の便益の総和	13	1.1	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
甲府駅周辺地区まちづくり総合支援事業 甲府市	40	73	要素事業毎の便益の総和	59	1.2	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
南田市場周辺地区まちづくり総合支援事業 駒ヶ根市	3	35	要素事業毎の便益の総和	8	4.4	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
誉田駅周辺地区まちづくり総合支援事業 千葉市	66	115	要素事業毎の便益の総和	56	2.0	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
とおかまち地区まちづくり総合支援事業 十日町市	17	22	要素事業毎の便益の総和	17	1.3	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
岩瀬地区まちづくり総合支援事業 富山市	2	2	要素事業毎の便益の総和	2	1.0	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
美川地区まちづくり総合支援事業 美川町	10	20	要素事業毎の便益の総和	13	1.6	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
岐阜市都心北部地区まちづくり総合支援事業 岐阜市	6	6	要素事業毎の便益の総和	6	1.0	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等

神岡町中央地区まちづくり総合支援事業 神岡町	16	18	要素事業毎の便益の総和	15	1.2	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
山口地区まちづくり総合支援事業 瀬戸市	12	14	要素事業毎の便益の総和	11	1.3	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
清洲土田地区まちづくり総合支援事業 清洲町	10	15	要素事業毎の便益の総和	14	1.0	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
豊橋駅周辺地区まちづくり総合支援事業 豊橋市	31	119	要素事業毎の便益の総和	39	3.1	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
豊川地区まちづくり総合支援事業 豊川市	10	15	要素事業毎の便益の総和	14	1.1	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
新城中心市街地地区まちづくり総合支援事業 新城市	11	14	要素事業毎の便益の総和	9	1.6	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
山田ルネサンスゾーン地区まちづくり総合支援事業 伊勢市	5	5	要素事業毎の便益の総和	5	1.0	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
佐田浜・岩崎周辺地区まちづくり総合支援事業 鳥羽市	8	8	要素事業毎の便益の総和	8	1.0	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
稲永地区まちづくり総合支援事業 名古屋市	3	3	要素事業毎の便益の総和	3	1.0	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
旧勝山城下周辺地区まちづくり総合支援事業 勝山市	16	16	要素事業毎の便益の総和	16	1.0	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等

草津駅前地区まちづくり総合支援事業 草津市	14	47	要素事業毎の便益の総和	13	3.5	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
米原駅周辺地区まちづくり総合支援事業 米原町	20	22	要素事業毎の便益の総和	20	1.1	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
藤樹の里地区まちづくり総合支援事業 安曇川町	12	24	要素事業毎の便益の総和	11	2.1	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
長岡京駅西口地区まちづくり総合支援事業 長岡京市	38	46	要素事業毎の便益の総和	39	1.2	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
J R 高槻駅周辺地区まちづくり総合支援事業 高槻市	45	102	要素事業毎の便益の総和	55	1.9	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
長瀬駅周辺地区まちづくり総合支援事業 東大阪市	17	45	要素事業毎の便益の総和	18	2.5	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
J R 柏原駅周辺地区まちづくり総合支援事業 柏原市	24	25	要素事業毎の便益の総和	24	1.0	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
曽根駅周辺地区まちづくり総合支援事業 豊中市	12	25	要素事業毎の便益の総和	11	2.3	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
阪急・阪神今津駅周辺地区まちづくり総合支援事業 西宮市	1	5	要素事業毎の便益の総和	1	3.6	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
別所地区まちづくり総合支援事業 姫路市	5	5	要素事業毎の便益の総和	5	1.0	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等

J R 魚住駅周辺地区まちづくり総合支援事業 明石市	13	13	要素事業毎の便益の総和	13	1.0	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
J R 東加古川駅周辺地区まちづくり総合支援事業 加古川市	26	33	要素事業毎の便益の総和	26	1.3	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
黒井地区まちづくり総合支援事業 春日町	7	7	要素事業毎の便益の総和	7	1.0	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
青垣地区まちづくり総合支援事業 青垣町	9	16	要素事業毎の便益の総和	9	1.8	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
五位堂南地区まちづくり総合支援事業 香芝市	7	9	要素事業毎の便益の総和	7	1.3	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
平池周辺地区まちづくり総合支援事業 貴志川町	15	31	要素事業毎の便益の総和	15	2.1	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
あやめの里ふれあい地区まちづくり総合支援事業 中津村	25	29	要素事業毎の便益の総和	25	1.2	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
倉吉打吹地区まちづくり総合支援事業 倉吉市	3	7	要素事業毎の便益の総和	4	1.9	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
益田中心市街地地区まちづくり総合支援事業 益田市	8	8	要素事業毎の便益の総和	8	1.0	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
広瀬地区まちづくり総合支援事業 広瀬町	12	17	要素事業毎の便益の総和	11	1.5	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等



西条駅前地区まちづくり総合支援事業 東広島市	9	17	要素事業毎の便益の総和	13	1.3	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
府中小学校地区まちづくり総合支援事業 府中町	18	92	要素事業毎の便益の総和	17	5.3	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
萩城下町周辺地区まちづくり総合支援事業 萩市	7	8	要素事業毎の便益の総和	7	1.0	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
観音寺地区まちづくり総合支援事業 観音寺市	16	24	要素事業毎の便益の総和	13	1.8	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
宮浦地区まちづくり総合支援事業 大三島町	3	3	要素事業毎の便益の総和	3	1.0	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
新居浜駅前地区まちづくり総合支援事業 新居浜市	63	220	要素事業毎の便益の総和	68	3.3	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
博多南駅前地区まちづくり総合支援事業 那珂川町	10	10	要素事業毎の便益の総和	10	1.0	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
口之津地区まちづくり総合支援事業 口之津町	4	4	要素事業毎の便益の総和	4	1.1	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
坂本地区まちづくり総合支援事業 坂本村	13	57	要素事業毎の便益の総和	12	4.7	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
隈府中央地区まちづくり総合支援事業 菊池市	16	59	要素事業毎の便益の総和	15	4.1	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等

木葉駅周辺地区まちづくり総合支援事業 玉東町	8	12	要素事業毎の便益の総和	8	1.6	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
佐伯市中心市街地地区まちづくり総合支援事業 佐伯市	6	5	要素事業毎の便益の総和	5	1.0	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
田中地区まちづくり総合支援事業 大野町	3	5	要素事業毎の便益の総和	3	1.9	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
油津地区まちづくり総合支援事業 日南市	9	10	要素事業毎の便益の総和	8	1.3	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
大里地区まちづくり総合支援事業 北九州市	15	15	要素事業毎の便益の総和	15	1.0	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等
下里・西里地区まちづくり総合支援事業 平良市	14	14	要素事業毎の便益の総和	13	1.0	・要素事業の選定理由や戦略的な組み合わせの意図が、特定重要課題との関連で明確となっている。 ・要素事業間又は要素事業と関連事業間の相乗効果や波及効果が見込まれる。 等

【港湾整備事業】  
(直轄)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 ( B )		費用 ( C ) (億円)	B / C	その他の指標による評価
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			
室蘭港 入江地区 複合一貫輸送に対応した内貿ターミナル整備事業 北海道開発局	25	84	輸送コスト削減、震災時の輸送コスト削減、 施設被害回避 (H19年度 予測取扱貨物量：201千トン/ 年)	24	3.5	・荷主と港湾間の陸上輸送距離の短縮により、CO <sub>2</sub> 及びNO <sub>x</sub> の排出量が削減され、地域の周辺環境が改善される。
函館港 万代地区 国内物流ターミナル整備事業 北海道開発局	26	34	業務コスト削減 (H13年度 官公庁船2隻) 輸送コスト削減 (H13年度 取扱貨物量：67千トン/年)	23	1.5	・荷主と港湾間の陸上輸送距離の短縮により、CO <sub>2</sub> 及びNO <sub>x</sub> の排出量が削減され、地域の周辺環境が改善される。
杵形港 本港地区 国内物流ターミナル整備事業 北海道開発局	22	41	輸送コスト削減、震災時の輸送コスト削減、 施設被害回避 (H22年度 予測取扱貨物量：161千トン/ 年)	18	2.3	・石材運搬船と漁船の混在が解消され、漁獲物への粉塵等の悪影響が解消される。 ・荷主と港湾間の陸上輸送距離の短縮により、CO <sub>2</sub> 及びNO <sub>x</sub> の排出量が削減され、地域の周辺環境が改善される。

青森港 沖館地区 複合一貫輸送に対応した内貿ターミナル整備事業 東北地方整備局	40	143	震災時の輸送コスト削減、施設被害回避 (H24年 予測取扱貨物量：12,756千ト/年)	33	4.4	・通常時に加えて、震災時においても安定した物流機能を確保する。
能代港 大森地区 エネルギー港湾(航路(埋没)) 東北地方整備局	28	78	輸送コスト削減 (平成13年 取扱貨物量：2,725千ト/年)	25	3.2	・船舶の大型化により、輸送コストが削減されると共に、CO <sub>2</sub> の排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善される。
千葉港 葛南中央地区 多目的国際ターミナル 関東地方整備局	25	98	輸送コスト削減 (平成11年度 取扱貨物量：200千ト/年)	22	4.5	・荷主と港湾間の陸上輸送距離の短縮により、輸送コストが削減されると共に、CO <sub>2</sub> 及びNO <sub>x</sub> の排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善される。
東京湾 湾奥地区 海域環境創造・自然再生事業 関東地方整備局	25	110	自然浄化機能の低下した東京湾奥部における環境修復効果(水質・底質環境の改善、多様な生物の生息・生育環境の回復)	21	5.2	・過去に干潟であった海域に浅場・干潟を造成する事によって、沿岸域における多様な海辺生物の生息場を確保することができ、20haにアサリが分布した場合、8～9万人規模の下水処理場(濾過量：SS)に匹敵すると推定される。
呉港 阿賀地区 臨港道路(阿賀リボリ線) 中国地方整備局	104	697	輸送コスト削減 (平成19年予測交通量：9,280台/日)	93	7.5	・臨港道路の新たな整備により、渋滞が解消されるため、CO <sub>2</sub> 及びNO <sub>x</sub> 排出量の削減、沿道騒音の軽減が見込まれ、港湾の周辺環境が改善される。
博多港 須崎ふ頭地区 多目的国際ターミナル 九州地方整備局	119	421	輸送コスト削減 (平成12年度 取扱貨物量：861千ト/年)	92	4.6	・荷主と港湾間の陸上輸送距離の短縮により、輸送コストが削減されると共に、CO <sub>2</sub> 及びNO <sub>x</sub> の排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善される。
厳原港 厳原地区 離島ターミナル整備事業 九州地方整備局 長崎県	38	55	輸送コスト削減 (平成13年度 取扱貨物量： { RORO貨物 } 824千ト/年、 { 砂・砂利・石材 } 316千ト/年)	35	1.6	・船舶の大型化により、輸送コストが削減されるとともに、CO <sub>2</sub> 及びNO <sub>x</sub> の排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善される。

(補助)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益(B)		費用(C) (億円)	B/C	その他の指標による評価
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			
東京港 10号その1地区 臨港道路整備事業 東京都	20	80	輸送コスト削減 交通事故削減 (H27年度 計画交通量：32,700台/日)	20	4.0	・陸上輸送距離が短縮されることにより、輸送コストが削減されるとともに、CO <sub>2</sub> 及びNO <sub>x</sub> の排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善される。
田子の浦港 港内地区 公害防止対策事業 静岡県	35	68	環境基準を超過する底質ダイオキシン類の除去による環境改善 (想定処分量：約23万m <sup>3</sup> )	32	2.1	・ダイオキシン類が人体に害をなし、後世まで悪影響を及ぼすことは広く知られているところであり、底質ダイオキシン類を除去することにより、港湾の水質・底質が改善される。
三河港 神野地区 臨港道路整備事業 愛知県	36	66	輸送コスト削減、震災時の輸送コスト削減、施設被害回避便益 (H13年度背後圏人口：368,065人：豊橋市)	33	2.0	・被災時の緊急物資等の円滑な輸送が可能となり、輸送コストの削減、輸送時間の短縮が図られる。
衣浦港 中央ふ頭西地区 臨港道路整備事業 愛知県	77	400	輸送コスト削減 (H22年度 計画交通量：37,779台/日)	65	6.2	・陸上輸送距離が短縮されることにより、輸送コストが削減されるとともに、CO <sub>2</sub> 及びNO <sub>x</sub> の排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善される。

尾道糸崎港 機織地区 臨港道路整備事業 広島県	21	81	輸送コスト削減 (H32年度 計画交通量：3,658台/日)	18	4.5	・陸上輸送距離が短縮されることにより、輸送コストが削減されるとともに、CO <sub>2</sub> 及びNO <sub>x</sub> の排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善される。
宿毛湾港 池島地区 防波堤整備事業 高知県	27	114	輸送コスト削減 (H20年度 予測取扱貨物量：3,008千ト/年)	23	5.0	・陸上輸送から海上輸送へモーダルシフトするなどの内貿機能の強化により、輸送コストが削減されるとともに、背後工業用地の利便性が向上し、民間投資誘発が期待される。
下関港 長府地区 多目的国際ターミナル整備事業 下関市	39	203	輸送コスト削減 (H18年度 予測取扱貨物量：348千ト/年)	35	5.8	・荷主と港湾間の陸上輸送距離の短縮により、輸送コストが削減されるとともに、CO <sub>2</sub> 及びNO <sub>x</sub> の排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善される。
北九州港 響灘東地区 国内物流ターミナル整備事業 北九州市	9	37	輸送コスト削減 (H23年度 予測取扱貨物量：172千ト/年)	8	4.7	・循環型資材を陸上輸送から海上輸送に転換することにより、輸送コストが削減されるとともに、市街地の通過を回避しリサイクル工場へ搬入することが可能となる。
三池港 船渠地区 臨港道路整備事業 福岡県	9	21	輸送コスト削減 (H32年度 計画交通量：8,200台/日)	8	2.6	・陸上輸送距離が短縮されることにより、輸送コストが削減されるとともに、CO <sub>2</sub> 及びNO <sub>x</sub> の排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善される。
伊万里港 久原北地区 航路・泊地整備事業 佐賀県	12	32	輸送コスト削減 (平成13年度 船舶航行数：621隻)	10	3.1	・航路・泊地の拡幅により、港内の安全な船舶航行が可能となる。
中津港 田尻地区 廃棄物埋立護岸 大分県	19	74	処分コストの軽減 (平成19年度 土砂総受入予定量：780千m <sup>3</sup> )	17	4.4	・航路・泊地の浚渫から発生する土砂の処分場を確保することにより、事業進捗が図られ、船舶航行の安全が確保されると共に、埋立完了後の土地は「港湾関連用地」として有効に活用することができる。
別府港 北浜地区 小型船溜まり整備事業 大分県	17	88	地域環境の向上、交流機会の増加 (平成11年10月 背後地域世帯数：53,000世帯) (年間利用者数：29,000人/年)	16	5.4	・港内に点在する小型船を集約することにより、大型船との輻輳を解消し、港内の安全な航行が確保される。
白杵港 下り松地区 複合一貫輸送に対応した内貿ターミナル整備事業 大分県	26	56	輸送コスト削減、移動コスト削減、震災時の輸送コスト削減 (平成26年度 予測取扱貨物量：7,849千ト)(平成26年度 予測乗降客数：331,528人)	22	2.6	・荷主と港湾間の陸上輸送距離が短縮されることにより、輸送コストが削減されるとともに、CO <sub>2</sub> 及びNO <sub>x</sub> の排出量が削減され、港湾の周辺環境が改善される。
石垣港 本港地区 離島ターミナル整備事業 石垣市	47	235	交流機会の増加、利用環境の改善等 (平成13年度 石垣市人口：43,436人) (平成11年度 入域観光客数：602,027人)	46	5.1	・離島ターミナルにおける貨客混在を解消し、安全性を確保すると共に、旅客ターミナルを核とした魅力ある観光拠点を形成する。

【空港整備事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			
広島空港 ILS高カテゴリー化事業 国	82	126	就航率の改善 通年の就航率が現状(平成11年～13年の平均)の98.9%から0.6%程度の向上が見込まれる。	75	1.7	・空港の信頼性が向上することにより、観光、ビジネス等の交流が活性化し、地域経済の発展が期待される。 ・上空待機等によるフライト時間が減少することによる、NOx、CO <sub>2</sub> 等の排出ガスの削減や騒音影響の軽減などが見込まれる。
青森空港 ILS高カテゴリー化事業 青森県	30	96	就航率の改善 通年の就航率が現状(平成11年～13年の平均)の97.5%から1.2%程度の向上が見込まれる。	36	2.7	・空港の信頼性が向上することにより、観光、ビジネス等の交流が活性化し、地域経済の発展が期待される。 ・上空待機等によるフライト時間が減少することによる、NOx、CO <sub>2</sub> 等の排出ガスの削減や騒音影響の軽減などが見込まれる。

【都市・幹線鉄道整備事業】

(幹線鉄道等活性化事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			
幹線鉄道等活性化事業 (宇野線・本四備讃線) 第三セクター	30	67	平成19年度の需要 40,500人/日	27	2.5	・駅周辺整備等沿線のまちづくり事業と連携することによる相乗的な沿線地域の活性化等

(地下高速鉄道整備事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			
地下高速鉄道整備事業(名古屋市6号線)野並～徳重 4.1km 名古屋市交通局	1,168	2,463	平成26年度の輸送人員 87千人/日	770	3.2	・鉄道空白域の解消、地域経済の活性化、環境問題への対応等が図られる。
地下高速鉄道整備事業(仙台市東西線)荒井～動物公園 14.4km 仙台市交通局	2,735	4,406	平成27年度の輸送人員 130千人/日	1,896	2.3	・鉄道空白域の解消、地域経済の活性化、環境問題への対応等が図られる。

(地下高速鉄道整備事業(大規模改良工事))

事業箇所	事業内容	事業主体	総事業費 (億円)	評価
都営地下鉄 ・浅草線(五反田駅)	エレベーター(1基)	東京都	3	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保 ・肉体的疲労軽減

都営地下鉄 ・浅草線（戸越駅）	階段昇降機（1基）	東京都	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
都営地下鉄 ・浅草線（高輪台駅）	階段昇降機（1基）	東京都	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
都営地下鉄 ・浅草線（新橋駅）	車椅子対応トイレ（1箇所）	東京都	0.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・安心感の確保</li> </ul>
都営地下鉄 ・浅草線（本所吾妻橋駅）	車椅子対応トイレ（1箇所）	東京都	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・安心感の確保</li> </ul>
都営地下鉄 ・浅草線（馬込駅）	車椅子対応トイレ（1箇所）	東京都	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・安心感の確保</li> </ul>
都営地下鉄 ・三田線（巢鴨駅）	エスカレーター（2基）	東京都	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
都営地下鉄 ・三田線（芝公園駅）	階段昇降機（2基）	東京都	0.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
都営地下鉄 ・三田線（千石駅）	車椅子対応トイレ（1箇所）	東京都	0.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・安心感の確保</li> </ul>
都営地下鉄 ・三田線（御成門駅）	車椅子対応トイレ（1箇所）	東京都	0.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・安心感の確保</li> </ul>
都営地下鉄 ・新宿線（市ヶ谷駅）	エレベーター（1基）	東京都	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
都営地下鉄 ・新宿線（西大島駅）	車椅子対応トイレ（1箇所）	東京都	0.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・安心感の確保</li> </ul>
名古屋営地下鉄 ・東山線（一社駅）	エレベーター（3基） 車椅子対応トイレ（1箇所）	名古屋市	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> <li>・安心感の確保</li> </ul>

名古屋市営地下鉄 ・東山線（本陣駅）	エレベーター（3基） 車椅子対応トイレ（1箇所）	名古屋市	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> <li>・安心感の確保</li> </ul>
名古屋市営地下鉄 ・東山線（高畑駅）	エレベーター（2基） 車椅子対応トイレ（1箇所）	名古屋市	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> <li>・安心感の確保</li> </ul>
名古屋市営地下鉄 ・名城線（日比野駅）	エレベーター（2基） 車椅子対応トイレ（1箇所）	名古屋市	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> <li>・安心感の確保</li> </ul>
名古屋市営地下鉄 ・名城線（東海通駅）	エレベーター（3基） 車椅子対応トイレ（1箇所）	名古屋市	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> <li>・安心感の確保</li> </ul>
名古屋市営地下鉄 ・鶴舞線（浄心駅）	エレベーター（4基） 車椅子対応トイレ（1箇所）	名古屋市	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> <li>・安心感の確保</li> </ul>
大阪市営地下鉄 ・御堂筋線（東三国駅）	エレベーター（1基）	大阪市	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
大阪市営地下鉄 ・御堂筋線（西中島南方駅）	エレベーター（2基）	大阪市	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
大阪市営地下鉄 ・御堂筋線（梅田駅）	エレベーター（1基）	大阪市	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
大阪市営地下鉄 ・御堂筋線（淀屋橋駅）	エレベーター（1基）	大阪市	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
大阪市営地下鉄 ・御堂筋線（本町駅）	エレベーター（2基）	大阪市	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
大阪市営地下鉄 ・御堂筋線（西田辺駅）	エレベーター（2基）	大阪市	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>

大阪市営地下鉄 ・谷町線（平野駅）	エレベーター（1基）	大阪市	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
大阪市営地下鉄 ・四つ橋線（本町駅）	エレベーター（2基）	大阪市	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
大阪市営地下鉄 ・中央線（弁天町駅）	エレベーター（1基）	大阪市	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
大阪市営地下鉄 ・中央線（谷町四丁目駅）	エレベーター（2基）	大阪市	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
大阪市営地下鉄 ・中央線（森ノ宮駅）	エレベーター（2基）	大阪市	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
大阪市営地下鉄 ・千日前線（西長堀駅）	エレベーター（2基）	大阪市	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
大阪市営地下鉄 ・千日前線（谷町九丁目駅）	エレベーター（1基）	大阪市	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
大阪市営地下鉄 ・境筋線（動物園前駅）	エレベーター（1基）	大阪市	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
神戸市営地下鉄 ・山手線（長田駅）	エレベーター（1基）	神戸市	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
営団地下鉄 ・銀座線（京橋駅）	エレベーター（2基）	帝都高速度 交通営団	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
営団地下鉄 ・銀座線（日本橋駅）	階段昇降機（1基）	帝都高速度 交通営団	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
営団地下鉄 ・銀座線（渋谷駅）	階段昇降機（1基）	帝都高速度 交通営団	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>



営団地下鉄 ・丸ノ内線（四ツ谷駅）	エレベーター（2基） エスカレーター（2基）	帝都高速度 交通営団	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
営団地下鉄 ・丸ノ内線（霞ヶ関駅）	エレベーター（1基）	帝都高速度 交通営団	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
営団地下鉄 ・丸ノ内線（新中野駅）	階段昇降機（1基）	帝都高速度 交通営団	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
営団地下鉄 ・丸ノ内線（中野新橋駅）	階段昇降機（3基）	帝都高速度 交通営団	0.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
営団地下鉄 ・日比谷線（恵比寿駅）	エレベーター（3基） エスカレーター（1基）	帝都高速度 交通営団	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
営団地下鉄 ・日比谷線（広尾駅）	エレベーター（3基）	帝都高速度 交通営団	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
営団地下鉄 ・日比谷線（八丁堀駅）	エレベーター（1基） エスカレーター（1基） 階段昇降機（1基）	帝都高速度 交通営団	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
営団地下鉄 ・日比谷線（霞ヶ関駅）	エレベーター（1基）	帝都高速度 交通営団	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
営団地下鉄 ・日比谷線（小伝馬町駅）	エレベーター（1基）	帝都高速度 交通営団	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
営団地下鉄 ・日比谷線（上野駅）	エスカレーター（2基）	帝都高速度 交通営団	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
営団地下鉄 ・日比谷線（六本木駅）	階段昇降機（1基）	帝都高速度 交通営団	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
営団地下鉄 ・東西線（落合駅）	エレベーター（1基）	帝都高速度 交通営団	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>

菅団地下鉄 ・東西線（飯田橋駅）	エレベーター（１基）	帝都高速度 交通営団	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
菅団地下鉄 ・東西線（木場駅）	エスカレーター（２基）	帝都高速度 交通営団	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
菅団地下鉄 ・東西線（南砂町駅）	エスカレーター（２基）	帝都高速度 交通営団	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
菅団地下鉄 ・東西線（茅場町駅）	エレベーター（２基） 車椅子対応トイレ（１箇所）	帝都高速度 交通営団	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> <li>・安心感の確保</li> </ul>
菅団地下鉄 ・千代田線（綾瀬駅）	エレベーター（１基）	帝都高速度 交通営団	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
菅団地下鉄 ・千代田線（北千住駅）	エスカレーター（１基）	帝都高速度 交通営団	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
菅団地下鉄 ・千代田線（町屋駅）	エレベーター（２基）	帝都高速度 交通営団	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
菅団地下鉄 ・千代田線（西日暮里駅）	エレベーター（１基）	帝都高速度 交通営団	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
菅団地下鉄 ・千代田線（日比谷駅）	エレベーター（１基）	帝都高速度 交通営団	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
菅団地下鉄 ・千代田線（明治神宮前駅）	階段昇降機（１基）	帝都高速度 交通営団	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
菅団地下鉄 ・有楽町線（平和台駅）	エスカレーター（２基）	帝都高速度 交通営団	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
菅団地下鉄 ・有楽町線（小竹向原駅）	エレベーター（１基）	帝都高速度 交通営団	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>

菅団地下鉄 ・有楽町線（東池袋駅）	エレベーター（1基）	帝都高速度 交通営団	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
菅団地下鉄 ・有楽町線（護国寺駅）	エスカレーター（1基）	帝都高速度 交通営団	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
菅団地下鉄 ・有楽町線（江戸川橋駅）	エレベーター（1基）	帝都高速度 交通営団	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
菅団地下鉄 ・有楽町線（桜田門駅）	エレベーター（1基）	帝都高速度 交通営団	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
菅団地下鉄 ・有楽町線（有楽町駅）	エレベーター（1基）	帝都高速度 交通営団	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
菅団地下鉄 ・有楽町線（銀座一丁目駅）	エレベーター（1基） エスカレーター（2基） 階段昇降機（1基）	帝都高速度 交通営団	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
菅団地下鉄 ・有楽町線（新富町駅）	エレベーター（1基）	帝都高速度 交通営団	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
菅団地下鉄 ・有楽町線（麹町駅）	階段昇降機（3基）	帝都高速度 交通営団	0.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
菅団地下鉄 ・有楽町線（要町駅）	車椅子対応トイレ（1箇所）	帝都高速度 交通営団	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・安心感の確保</li> </ul>
菅団地下鉄 ・半蔵門線（渋谷駅）	エレベーター（2基） エスカレーター（1基）	帝都高速度 交通営団	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
菅団地下鉄 ・半蔵門線（神保町駅）	エレベーター（2基）	帝都高速度 交通営団	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
菅団地下鉄 ・半蔵門線（青山一丁目駅）	車椅子対等トイレ（1箇所）	帝都高速度 交通営団	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・安心感の確保</li> </ul>

菅団地下鉄 ・半蔵門線（永田町駅）	車椅子対応トイレ（1箇所）	帝都高速度 交通管団	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・安心感の確保</li> </ul>
菅団地下鉄 ・南北線（王子駅）	エスカレーター（1基）	帝都高速度 交通管団	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>

（鉄道駅総合改善事業（鉄道駅移動円滑化施設整備事業））

事業箇所	事業内容	事業主体	総事業費 （億円）	評価
西武鉄道 ・西武池袋線（西所沢駅）	エレベーター（3基） エスカレーター（1基） スロープ 通路新設	エコロ ジー・モビ リティ財団	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
西武鉄道 ・西武池袋線（飯能駅）	エレベーター（5基） 通路新設	エコロ ジー・モビ リティ財団	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
相模鉄道 ・相模鉄道本線（和田町駅）	エレベーター（3基） 通路新設	エコロ ジー・モビ リティ財団	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>
J R 東海 ・東海道本線（岡崎駅）	エレベーター（3基） 身障者用トイレ 通路新設	エコロ ジー・モビ リティ財団	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> <li>・安心感の確保</li> </ul>
阪急電鉄 ・阪急神戸線（岡本駅）	エレベーター（2基） 通路増床	エコロ ジー・モビ リティ財団	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動円滑化の促進に関する基本方針対応</li> <li>・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消</li> <li>・自力での移動可能性の確保</li> <li>・肉体疲労軽減</li> </ul>

【鉄道防災事業】

事業箇所	事業内容	事業主体	総事業費 （億円）	評価
J R 北海道 ・根室線（厚内～直別）	落石防止擁壁 落石防止柵	J R 北海道	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の道道の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 北海道 ・根室線（白糠～西庶路）	落石防止擁壁	J R 北海道	0.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の国道の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 北海道 ・日高線（厚賀～大狩部）	護岸壁	J R 北海道	0.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の海岸の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>

J R 北海道 ・日高線（新冠～静内[新冠方]）	護岸壁	J R 北海道	0.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の海岸の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 北海道 ・日高線（新冠～静内[静内方]）	護岸壁	J R 北海道	0.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の海岸の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 北海道 ・釧網線（細岡～塘路）	護岸壁	J R 北海道	0.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の河川の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 四国 ・予讃線（豊浜～箕浦）	のり面工	J R 四国	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の国道の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 四国 ・予讃線（関川～多喜浜）	落石防止擁壁	J R 四国	0.04	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の県道の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 四国 ・予讃線（伊予桜井～伊予富田）	落石防止柵	J R 四国	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の市道の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 四国 ・予讃線（波方～大西）	のり面工	J R 四国	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の県道の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 四国 ・予讃線（伊予亀岡～菊間）	落石防止柵	J R 四国	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の国道の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 四国 ・予讃線（八多喜～春賀）	のり面工	J R 四国	0.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の県道の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 四国 ・予讃線（八幡浜～双岩）	のり面工	J R 四国	0.03	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の県道の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 四国 ・予讃線（卯之町～下宇和）	のり面工	J R 四国	0.03	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の河川の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 四国 ・内子線（五十崎～喜多山）	落石防止柵	J R 四国	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の河川の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 四国 ・土讃線（三縄～祖谷口）	のり面工	J R 四国	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の国道の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 四国 ・土讃線（小歩危～大歩危）	落石防止柵 のり面工	J R 四国	0.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の河川の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 四国 ・土讃線（土佐穴内～大杉）	落石防止柵	J R 四国	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の河川の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>

J R 四国 ・土讃線（吾桑～多ノ郷）	落石防止柵	J R 四国	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の市道の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 四国 ・高德線（鶴羽～丹生）	のり面工	J R 四国	0.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の国道の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 四国 ・徳島線（川田～穴吹）	落石防止柵	J R 四国	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の国道の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 四国 ・予土線（西ケ方～江川崎）	のり面工	J R 四国	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の河川の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 四国 ・予土線（十川～土佐昭和）	落石防止柵	J R 四国	0.03	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の国道の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 四国 ・予土線（土佐大正～打井川）	落石防止柵	J R 四国	0.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の河川の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 九州 ・日豊本線（臼杵～津久見）	落石防止擁壁 落石防止柵 のり面工	J R 九州	0.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の県道の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 九州 ・日豊本線（宗太郎～市棚）	落石防止擁壁 落石防止柵 のり面工	J R 九州	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の国道の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 九州 ・日豊本線（北川駅構内）	落石防止擁壁	J R 九州	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の町道の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 九州 ・肥薩線（那良口～渡）	落石防止柵 のり面工	J R 九州	0.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の県道の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 九州 ・豊肥本線（豊後竹田～朝地）	落石防止擁壁 落石防止柵 のり面工	J R 九州	0.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の国道の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 九州 ・久大本線（夜明～光岡）	落石防止柵	J R 九州	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の国道の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 九州 ・久大本線（豊後中川～天ヶ瀬）	落石防止柵	J R 九州	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の国道の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 九州 ・長崎本線（小長井～長里）	落石防止擁壁 のり面工	J R 九州	0.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の国道の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
J R 九州 ・指宿枕崎線（指宿～山川）	のり面工	J R 九州	0.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の国道の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>

J R 九州 ・三角線（住吉～肥後長浜）	落石防止柵 のり面工	J R 九州	0.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道沿線の国道の保全保護に寄与する</li> <li>・災害発生の可能性が高い</li> <li>・需要面及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い</li> </ul>
-------------------------	---------------	--------	-----	---

【航路標識整備事業】  
（港湾標識の新設）

事業名 事業主体	総事業費 （億円）	評価						
		海難事故の減少効果	二次災害の減少効果	操船者の負担軽減	国際的要請への対応	船舶運航経費の節減効果	貨物の時間費用節減効果	地域振興
響新港東一号防波堤西灯台 海上保安庁	0.1							
響新港西一号防波堤東灯台 海上保安庁	0.1							
響航路第一号灯浮標 海上保安庁	0.1							
響航路第二号灯浮標 海上保安庁	0.1							
響航路第三号灯浮標 海上保安庁	0.1							
響航路第四号灯浮標 海上保安庁	0.1							

【住宅地区改良事業】

事業名 事業主体	総事業費 （億円）	便益（B）		費用（C） （億円）	B / C	その他の指標による評価			
		総便益 （億円）	便益の主な根拠			福祉的效果	地域波及効果	政策誘導効果	その他特別な効果
忠限第1地区小規模住宅地区改良事業 穂波町	8	10	不良住宅の除却：29戸 改良住宅の建設：24戸 緑地、児童遊園の整備	9	1.2	-			-
北上牧地区小規模住宅地区改良事業 北上牧町	17	26	不良住宅の除却：18戸 緑地、児童遊園の整備	17	1.5	-			-
矢田地区改良住宅等改善事業 大阪市	3	7	更新住宅の整備：15戸 緑地の整備	3	2.5				
新開地区改良住宅等改善事業 三木町	1	1	更新住宅の整備：6戸 緑地の整備	1	1.0	-			-
健軍地区改良住宅等改善事業 熊本県	0.2	12	公営住宅の整備：28戸 緑地、集会所の整備	10	1.1				

【住宅地関連公共施設等総合整備事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			
田向						平成15年度から住宅地供給を開始するため、関公施設を緊急に整備する必要がある ・当該団地は、八戸市中心部からバスで15分であり、職住近接を実現 等
3・4・29市民病院通り線他 1路線 (区画) 青森県	11	79	計画交通量7,500台/日	32	2.5	八戸市民病院を核とした福祉のまちづくりを推進する
ライフタウン名取 (期)						平成15年度から住宅供給を開始するため、関公施設を緊急に整備する必要がある ・当該団地は、仙台市中心部から10kmのところ立地し、職住近接を実現 等
市道熊野堂柳生線 (道路) 名取市	12	28	計画交通量21,100台/日	13	2.2	地域 都市の基盤の形成、都市圏の交通円滑化の推進
名取市増田						当該団地は、仙台市中心部から鉄道等で概ね20分であり、職住近接を実現 等
大手町下増田線 (関下) (区画) 宮城県	23	451	計画交通量24,400台/日	38	11.8	仙台空港鉄道整備と一体的な事業であり、活力ある地域づくりを支援する交通広場の整備により公共交通機関の利用が促進される
大手町下増田線 (下増田) (区画) 宮城県	21	452	計画交通量24,400台/日	47	9.6	仙台空港鉄道整備と一体的な事業であり、活力ある地域づくりを支援する交通広場の整備により公共交通機関の利用が促進される
川原田団地						平成15年度から住宅供給を開始するため、関公施設を緊急に整備する必要がある ・公営住宅建替事業との一体的整備により防災安全性の向上が図られる 等
居住環境基盤施設(居住) 栃木市	5	13	計画戸数 250戸	5	2.6	
篠ノ井西タウン地区						平成15年度から住宅地供給を開始するため、関公施設を緊急に整備する必要がある ・当該団地は、長野市中心部から鉄道等で概ね25分であり、職住近接を実現 等
五明方田線 (街路) 長野市	8	93	計画交通量5,600台/日	28	3.4	-



長岡ニュータウン中央地区(2住区)						当該団地は、地方拠点都市地域の拠点地区に立地 団地内の景観向上のため、電線類の地下埋設を実施 等
陽光台北公園(公園) 長岡市	2	9	誘致距離0.75km 誘致圏戸数2,264戸	2	4.4	憩いとふれあいの場を提供し、住環境の向上を図る
陽光台南公園(公園) 長岡市	1	8	誘致距離1.1km 誘致圏戸数2,264戸	1	6.6	憩いとふれあいの場を提供し、住環境の向上を図る
県営上安住宅						平成17年度から住宅地供給を開始するため、関公施設を緊急に整備する必要がある
居住環境基盤施設(居住) 広島県	2	55	計画戸数 :110戸	36	1.5	当該団地は、広島市中心部から10kmのところ立地し、職住近接を実現等
鈴の宮						平成16年度から住宅地供給を開始するため、関公施設を緊急に整備する必要がある
居住環境基盤施設(居住) 都市基盤整備公団	3	48	計画戸数 :100戸	47	1.0	当該団地は、大阪市中心部から21kmのところ立地し、職住近接を実現等

【住宅市街地整備総合支援事業】

事業名 事業主体	地区面積 (ha)	便益(B)		費用(C) (億円)	B/C	その他の指標による評価
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			
上野台地区住宅市街地整備総合支援事業 上福岡市	35.0ha	589	住宅計画戸数：2,400戸 公園の整備	560	1.1	・拠点地区の土地利用が、低未利用地、工場(跡地)等から土地利用 転換される等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅 の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進され る。 等
大井鶴ヶ岡地区住宅市街地整備総合支援事業 大井町	12.2ha	132	住宅計画戸数：450戸	120	1.1	・拠点地区の土地利用が、低未利用地、工場(跡地)等から土地利用 転換される等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅 の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進され る。 等
豊洲地区住宅市街地整備総合支援事業 江東区	65.0ha	1,224	住宅計画戸数：6,500戸 街路、公園の整備	767	1.6	・拠点地区の土地利用が、低未利用地、工場(跡地)等から土地利用 転換される等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅 の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進され る。 等

太子堂三丁目周辺地区 住宅市街地整備総合支援事業 世田谷区	24.0ha	431	住宅計画戸数：900戸	345	1.2	・拠点地区の土地利用が、低未利用地、工場（跡地）等から土地利用 転換される等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅 の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進され る。等
武蔵小金井地区住宅市街地整備総合支援事業 小金井市	23.6ha	91	住宅計画戸数：750戸	54	1.7	・拠点地区の土地利用が、低未利用地、工場（跡地）等から土地利用 転換される等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅 の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進され る。等
上の原地区住宅市街地整備総合支援事業 東久留米市	37.9ha	579	住宅計画戸数：2,850戸 街路の整備	563	1.0	・拠点地区の土地利用が、低未利用地、工場（跡地）等から土地利用 転換される等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅 の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進され る。等
広沢一・二・三丁目地区 住宅市街地整備総合支援事業 桐生市	62.8ha	16	地区公共施設の整備	5	3.0	・拠点地区の土地利用が、低未利用地、工場（跡地）等から土地利用 転換される等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅 の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進され る。等
香椎・臨海東地区住宅市街地整備総合支援事 業 福岡市	313.5ha	9,098	住宅計画戸数：2,400戸 街路、道路、公園、下水道の整備	8,818	1.0	・拠点地区の土地利用が、低未利用地、工場（跡地）等から土地利用 転換される等、都市機能の更新が図られる。 ・地域の住宅事情等を勘案して、居住水準の向上に資する適切な住宅 の床面積が確保され、職住近隣型の良好な市街地住宅供給が推進され る。等

【密集住宅市街地整備促進事業】

事業名 事業主体	地区面積 (ha)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			
松島三丁目地区密集住宅市街地整備促進事業 江戸川区	26	50	都市再生住宅：8戸 建替促進：8件 道路・公園等の整備	27	1.8	・大規模地震時の延焼危険度の低減及び出火危険度の低減を図ることにより防災性の向上が推進される。 ・公共空間（道路、公園等）の確保、良質な市街地住宅の供給の促進を行うことにより、居住環境の整備が促進される。 等
下鎌田地区密集住宅市街地整備促進事業 江戸川区	25	46	都市再生住宅：4戸 建替促進：10件 道路・公園等の整備	22	2.1	・大規模地震時の延焼危険度の低減及び出火危険度の低減を図ることにより防災性の向上が推進される。 ・公共空間（道路、公園等）の確保、良質な市街地住宅の供給の促進を行うことにより、居住環境の整備が促進される。 等
一之江四丁目南地区 密集住宅市街地整備促進事業 江戸川区	6	17	都市再生住宅：2戸 建替促進：10件 道路・公園等の整備	12	1.4	・大規模地震時の延焼危険度の低減及び出火危険度の低減を図ることにより防災性の向上が推進される。 ・公共空間（道路、公園等）の確保、良質な市街地住宅の供給の促進を行うことにより、居住環境の整備が促進される。 等
春江町三丁目南地区 密集住宅市街地整備促進事業 江戸川区	6	12	都市再生住宅：1戸 建替促進：2件 道路・公園等の整備	6	1.9	・大規模地震時の延焼危険度の低減及び出火危険度の低減を図ることにより防災性の向上が推進される。 ・公共空間（道路、公園等）の確保、良質な市街地住宅の供給の促進を行うことにより、居住環境の整備が促進される。 等

【下水道事業】

斜字体については、簡易比較法を採用しているため、B、Cそれぞれを年当たりの数値（億円/年）で記入している。

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他の指標による評価
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			
上河内町公共下水道 上河内町	137	11	便益算定人口 0.41 万人	5	2.3	・事業採択後3年後に供用開始予定であり、効果の早期発現が見込める ・予定放流地点の下流6kmにおいて水道原水を取水しており、水道水源の保全に資する 等
塩谷町公共下水道 塩谷町	90	8	便益算定人口 0.96 万人	5	1.8	・塩谷町における汚水処理施設整備率が8.8%と低く、下水道整備の緊急性が高い ・下水汚泥の再利用計画があり、汚泥の有効利用に資する 等

高富町公共下水道 高富町	195	167	便益算定人口 1.46 万人	146	1.1	・閉鎖性水域である伊勢湾の水質保全に資する ・下水汚泥の再利用計画があり、汚泥の有効利用に資する 等
郡上広域連合公共下水道 岐阜県郡上広域連合	10	35	便益算定人口 5.15 万人	16	2.2	・スクラム事業を実施予定であり、効率的な事業実施に資する 等
七宝町公共下水道 七宝町	124	306	便益算定人口 2.50 万人	223	1.4	・七宝町における汚水処理施設整備率が16.5%と低く、下水道整備の緊急性が高い ・閉鎖性水域である伊勢湾の水質保全に資する 等
美和町公共下水道 美和町	136	300	便益算定人口 2.49 万人	229	1.3	・美和町における汚水処理施設整備率が9.3%と低く、下水道整備の緊急性が高い ・閉鎖性水域である伊勢湾の水質保全に資する 等
甚目寺町公共下水道 甚目寺町	226	578	便益算定人口 4.27 万人	412	1.4	・閉鎖性水域である伊勢湾の水質保全に資する ・下水汚泥の再利用計画があり、汚泥の有効利用に資する
大治町公共下水道 大治町	184	328	便益算定人口 3.15 万人	264	1.2	・閉鎖性水域である伊勢湾の水質保全に資する ・下水汚泥の再利用計画があり、汚泥の有効利用に資する 等
佐屋町公共下水道 佐屋町	166	336	便益算定人口 2.54 万人	235	1.4	・閉鎖性水域である伊勢湾の水質保全に資する ・下水汚泥の再利用計画があり、汚泥の有効利用に資する 等
佐織町公共下水道 佐織町	129	276	便益算定人口 2.32 万人	213	1.3	・閉鎖性水域である伊勢湾の水質保全に資する ・下水汚泥の再利用計画があり、汚泥の有効利用に資する 等
藤岡町公共下水道 藤岡町	136	172	便益算定人口 1.75 万人	128	1.3	・閉鎖性水域である伊勢湾の水質保全に資する ・下水汚泥の再利用計画があり、汚泥の有効利用に資する 等
貴志川町公共下水道 貴志川町	149	330	便益算定人口 2.50 万人	246	1.3	・閉鎖性水域である瀬戸内海の水質保全に資する ・予定放流地点の下流5.2kmにおいて水道原水を取水しており、水道水源の保全に資する 等
吉備町公共下水道 吉備町	159	257	便益算定人口 1.24 万人	154	1.7	・吉備町における汚水処理施設整備率が29.5%と低く、下水道整備の緊急性が高い ・閉鎖性水域である瀬戸内海の水質保全に資する 等
三木町公共下水道 三木町	137	225	便益算定人口 1.32 万人	160	1.4	・公共用水域の水質汚濁に係る環境基準が未達成であり、水質保全の必要性が高い ・予定放流地点の下流5.8kmにおいて水道原水を取水しており、水道水源の保全に資する 等
松浦市公共下水道 松浦市	240	302	便益算定人口 1.65 万人	228	1.3	・松浦市における汚水処理施設整備率が26.8%と低く、下水道整備の緊急性が高い ・閉鎖性水域である伊万里湾の水質保全に資する 等

植木町公共下水道 植木町	158	201	便益算定人口 1.68 万人	150	1.3	・閉鎖性水域である有明海の水質保全に資する ・下水汚泥の再利用計画があり、汚泥の有効利用に資する等
稲川町特定環境保全公共下水道 稲川町	40	2	便益算定人口 0.35 万人	2	1.1	・稲川町における污水处理施設整備率が2.3%と低く、下水道整備の緊急性が高い ・公共用水域の水質汚濁に係る環境基準が未達成であり、水質保全の必要性が高い 等
上里町特定環境保全公共下水道 上里町	8	1	便益算定人口 0.11 万人	1	1.2	・本庄地方拠点都市地域整備基本計画に位置付けがあり、都市整備に資する ・閉鎖性水域である東京湾の水質保全に資する 等
紫雲寺町特定環境保全公共下水道 紫雲寺町	100	6	便益算定人口 0.69 万人	5	1.2	・事業採択後3年後に供用開始予定であり、効果の早期発現が見込める ・紫雲寺町における污水处理施設整備率が9.4%と低く、下水道整備の緊急性が高い 等
大島町特定環境保全公共下水道 大島町	23	2	便益算定人口 0.30 万人	2	1.3	・事業採択後2年後に供用開始予定であり、効果の早期発現が見込める ・下水汚泥の再利用計画があり、汚泥の有効利用に資する
揖斐川町特定環境保全公共下水道 揖斐川町	24	44	便益算定人口 0.44 万人	37	1.2	・揖斐川町における污水处理施設整備率が21.4%と低く、下水道整備の緊急性が高い ・閉鎖性水域である伊勢湾の水質保全に資する 等
戸田村特定環境保全公共下水道 戸田村	47	56	便益算定人口 0.35 万人	47	1.2	・戸田村における污水处理施設整備率が4.8%と低く、下水道整備の緊急性が高い ・過疎地域自立促進計画区域内に係る事業であり、地域振興に資する等
榛原町特定環境保全公共下水道 榛原町	49	74	便益算定人口 0.24 万人	61	1.2	・榛原町における污水处理施設整備率が6.9%と低く、下水道整備の緊急性が高い ・公共用水域の水質汚濁に係る環境基準が未達成であり、水質保全の必要性が高い 等
水窪町特定環境保全公共下水道 水窪町	35	4	便益算定人口 1.24 万人	2	1.9	・水窪町における污水处理施設整備率が1.9%と低く、下水道整備の緊急性が高い ・過疎地域自立促進計画区域内に係る事業であり、地域振興に資する等
北遠広域組合特定環境保全公共下水道 静岡県北遠広域組合	2	7	便益算定人口 0.92 万人	3	2.8	・下水汚泥の再利用計画があり、汚泥の有効利用に資する ・スクラム事業を実施予定であり、効率的な事業実施に資する 等

弥富町特定環境保全公共下水道 弥富町	88	120	便益算定人口 0.89 万人	102	1.2	・公共用水域の水質汚濁に係る環境基準が未達成であり、水質保全の必要性が高い ・閉鎖性水域である伊勢湾の水質保全に資する 等
安濃町特定環境保全公共下水道 安濃町	60	103	便益算定人口 0.77 万人	100	1.0	・事業採択後3年後に供用開始予定であり、効果の早期発現が見込める ・閉鎖性水域である伊勢湾の水質保全に資する 等
茨木市特定環境保全公共下水道 茨木市	17	1	便益算定人口 0.12 万人	1	1.6	・閉鎖性水域である大阪湾の水質保全に資する ・下水汚泥の再利用計画があり、汚泥の有効利用に資する 等
西淡町特定環境保全公共下水道 西淡町	27	2	便益算定人口 0.18 万人	1	1.6	・西淡町における污水处理施設整備率が13.1%と低く、下水道整備の緊急性が高い ・閉鎖性水域である播磨灘の水質保全に資する 等
牛窓町特定環境保全公共下水道 牛窓町	141	119	便益算定人口 0.66 万人	89	1.3	・過去に床上浸水被害が発生しており、早期に浸水被害の解消を図る必要性がある ・閉鎖性水域である瀬戸内海の水質保全に資する 等
奥津町特定環境保全公共下水道 奥津町	11	21	便益算定人口 0.16 万人	16	1.3	・閉鎖性水域である瀬戸内海の水質保全に資する ・予定放流地点の下流8.4kmにおいて水道原水を取水しており、水道水源の保全に資する 等
音戸町特定環境保全公共下水道 音戸町	196	199	便益算定人口 1.47 万人	170	1.2	・音戸町における污水处理施設整備率が16.8%と低く、下水道整備の緊急性が高い ・閉鎖性水域である瀬戸内海の水質保全に資する 等
伯方町特定環境保全公共下水道 伯方町	49	64	便益算定人口 0.45 万人	50	1.3	・伯方町における污水处理施設整備率が9.6%と低く、下水道整備の緊急性が高い ・閉鎖性水域である瀬戸内海の水質保全に資する 等
安田町特定環境保全公共下水道 安田町	42	59	便益算定人口 0.29 万人	55	1.1	・安田町における污水处理施設整備率が13.5%と低く、下水道整備の緊急性が高い ・過疎地域自立促進計画区域内に係る事業であり、地域振興に資する 等
甘木市特定環境保全公共下水道 甘木市	17	2	便益算定人口 0.14 万人	1	1.2	・閉鎖性水域である有明海の水質保全に資する 等
那珂川町特定環境保全公共下水道 那珂川町	28	39	便益算定人口 0.24 万人	30	1.3	・事業採択後3年後に供用開始予定であり、効果の早期発現が見込める ・閉鎖性水域である博多湾の水質保全に資する 等
田主丸町特定環境保全公共下水道 田主丸町	210	276	便益算定人口 1.65 万人	184	1.5	・閉鎖性水域である有明海の水質保全に資する ・下水汚泥の再利用計画があり、汚泥の有効利用に資する 等
飯盛町特定環境保全公共下水道 飯盛町	35	55	便益算定人口 0.20 万人	35	1.6	・事業採択後3年後に供用開始予定であり、効果の早期発現が見込める ・飯盛町における污水处理施設整備率が21.9%と低く、下水道整備の緊急性が高い 等

有明町特定環境保全公共下水道 長崎県有明町	118	126	便益算定人口 1.01 万人	101	1.3	・有明町における汚水処理施設整備率が20.8%と低く、下水道整備の緊急性が高い ・閉鎖性水域である有明海の水質保全に資する 等
松橋不知火下水道組合公共下水道 熊本県松橋不知火下水道組合	46	3	便益算定人口 0.41 万人	2	1.3	・事業採択後1年後に供用開始予定であり、効果の早期発現が見込める ・閉鎖性水域である八代海の水質保全に資する 等
新発田市新井田1号都市下水路 新発田市	4	0.1	便益算定面積 87 h a	0.1	1.7	・事業採択後1年後に供用開始予定であり、効果の早期発現が見込める ・計画区域に市役所等公共施設があり、公共性が高い事業である 等
新川町水揚川右岸都市下水路 新川町	65	8	便益算定面積 208 h a	5	1.8	・事業採択後3年後に供用開始予定であり、効果の早期発現が見込める ・都市整備区域建設計画に位置付けがあり、都市整備に資する 等
八女市早水・赤氏川都市下水路 八女市	3	0.4	便益算定面積 125 h a	0.2	2.3	・事業採択後3年後に供用開始予定であり、効果の早期発現が見込める 等

【都市公園事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益 ( B )		費用 ( C ) (億円)	B / C	その他の指標による評価
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			
白鳥台北公園 室蘭市	2	192	誘致距離： 3.0 k m 誘致圏人口： 1.1 万人	28	6.9	・地域防災計画に位置付けられている ・緑のマスタープランに位置付けられている
北見市三輪地区 北見市	3	4	誘致距離： 0.8 k m 誘致圏人口： 0.2 万人	2	2.5	・緑の基本計画に位置付けられている ・緑化重点地区の整備
日の出公園 苫小牧市	13	64	誘致距離： 3.0 k m 誘致圏人口： 5.4 万人	13	4.8	・地域防災計画に位置付けられている ・緑の基本計画に位置付けられている
洞爺湖温泉地区 虻田町	13	24	誘致距離： 20.0 k m 誘致圏人口： 12.1 万人	12	2.1	・緑の基本計画に位置付けられている ・緑化重点地区の整備
旭山記念公園 札幌市	17	37	誘致距離： 20.0 k m 誘致圏人口： 202.0 万人	18	2.0	・緑の基本計画に位置付けられている ・札幌市集客交流促進プランに位置付けられている観光等地域活性化へ貢献する公園

ふたつ中央公園 二ツ井町	23	89	誘致距離： 誘致圏人口：	3.0 km 0.9 万人	25	3.5	・地区公園ゼロ地域での地区公園が整備される ・国体の一会場である
仙南村カントリーパーク 仙南村	16	156	誘致距離： 誘致圏人口：	3.0 km 1.0 万人	24	6.6	・カントリーパークの整備である ・国体の一会場である
与兵衛沼公園 仙台市	55	138	誘致距離： 誘致圏人口：	3.0 km 19.1 万人	82	1.7	・公園の緑被面積率が50%以上の整備である ・絶滅危惧種等の保存、繁殖に貢献する
都心南北地区 福島市	12	180	誘致距離： 誘致圏人口：	1.5 km 4.1 万人	19	9.6	・緑の基本計画に位置づけられている ・緑化重点地区の整備である
飯坂地区 福島市	9	147	誘致距離： 誘致圏人口：	3.0 km 2.6 万人	28	5.3	・緑の基本計画に位置づけられている ・緑化重点地区の整備である
松川地区 福島市	7	95	誘致距離： 誘致圏人口：	3.0 km 1.3 万人	23	4.1	・緑の基本計画に位置づけられている ・緑化重点地区の整備である
仙台港背後地 8 号公園 仙台市	1	26	誘致距離： 誘致圏人口：	0.8 km 2.1 万人	1	23.2	・公園の緑被面積率が50%以上の整備である
仙台港背後地 9 号公園 仙台市	2	24	誘致距離： 誘致圏人口：	0.8 km 2.3 万人	2	12.2	・公園の緑被面積率が50%以上の整備である
仙台港背後地 4 号公園 仙台市	5	18	誘致距離： 誘致圏人口：	1.5 km 2.4 万人	5	3.7	・公園の緑被面積率が50%以上の整備である
仙台港背後地 5 号公園 仙台市	5	15	誘致距離： 誘致圏人口：	1.5 km 2.7 万人	5	3.2	・公園の緑被面積率が50%以上の整備である
下海老公園 伊勢崎市	2	14	誘致距離： 誘致圏人口：	0.4 km 0.1 万人	2	7.4	・茂呂第一土地区画整理事業との連携 ・近隣・地区公園の整備率が25%以下の地区に整備されるため、歩いていける範囲の都市公園が増加する
毛野国白石丘陵公園 藤岡市	51	136	誘致距離： 誘致圏人口：	15.0 km 107.0 万人	69	2.0	・国宝保存文化財等活用保全事業との連携 ・観光等地域活性化への貢献



さきたま古墳公園 行田市	289	361	誘致距離： 誘致圏人口： 30.0 km 450.3 万人	254	1.4	・都道府県地域防災計画へ位置づけられており、自治体の避難面積が増大する ・国指定史跡の埼玉古墳群の保存活用 ・大規模公園の整備
人間地区 狭山市	8	178	誘致距離： 誘致圏人口： 0.8 km 3.1 万人	7	24.3	・緑の基本計画に位置づけられており、都市の緑地の計画的かつ効率的な確保に資する ・近隣・地区公園の整備率が25%以下の地区に整備されるため、歩いていける範囲の都市公園が増加する
高須賀池公園 幸手市	5	54	誘致距離： 誘致圏人口： 3.0 km 4.8 万人	7	8.3	・中川水辺空間整備事業（ふるさとの川モデル）との連携 ・健康運動施設整備事業
小塚山公園 市川市	484	494	誘致距離： 誘致圏人口： 3.0 km 19.7 万人	91	5.4	・市町村防災計画に一時避難場所として位置づけられており、自治体の避難地面積が増大する ・環境ふれあい公園
柏井緑地 市川市	10	37	誘致距離： 誘致圏人口： 0.8 km 3.3 万人	13	2.8	・環境ふれあい公園 ・公園の緑被面積率が約90%
行田緑地 船橋市	2	20	誘致距離： 誘致圏人口： 0.8 km 1.3 万人	2	11.6	・延焼防止林としての防災性向上 ・公園の緑被面積率が約100%
大穴北4丁目緑地 船橋市	2	8	誘致距離： 誘致圏人口： 0.8 km 0.5 万人	2	3.9	・公園の緑被面積率が約90% ・良好な二次林等を含む植生の保全・活用
粟野地区公園 鎌ヶ谷市	24	280	誘致距離： 誘致圏人口： 3.0 km 8.4 万人	22	12.9	・延焼防止林による防災性の向上 ・公園の緑被面積率が約75%
駒場野公園 目黒区	41	205	誘致距離： 誘致圏人口： 3.0 km 29.0 万人	32	6.4	・耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設の整備 ・環境ふれあい公園
丸子多摩川公園 大田区	130	206	誘致距離： 誘致圏人口： 3.0 km 18.9 万人	76	2.7	・緑の基本計画に位置づけられており、都市の緑地の計画的かつ効率的な確保に資する ・良好な二次林等を含む植生の保存・活用
川端龍子記念公園 大田区	4	45	誘致距離： 誘致圏人口： 0.8 km 1.3 万人	4	12.7	・国有地を活用した公園整備 ・観光等地域活性化への貢献
成城四丁目緑地 世田谷区	16	56	誘致距離： 誘致圏人口： 1.5 km 4.7 万人	14	4.0	・緑の基本計画に位置づけられており、都市の緑地の計画的かつ効率的な確保に資する ・地域の団体と管理協定を結び、清掃や草刈りなどの管理を行う予定

舟渡公園 板橋区	13	170	誘致距離： 誘致圏人口： 1.5 km 7.8 万人	15	11.0	・緑の基本計画に位置づけられており、都市の緑地の計画的かつ効率的な確保に資する ・近隣・地区公園ゼロ地域での近隣公園整備
亀戸・青戸コミュニティー地区 葛飾区	7	122	誘致距離： 誘致圏人口： 0.8 km 2.4 万人	48	2.5	・緑の基本計画に位置づけられており、都市の緑地の計画的かつ効率的な確保に資する ・バリアフリー化
葛西駅周辺地区 江戸川区	4	398	誘致距離： 誘致圏人口： 0.8 km 2.9 万人	55	7.3	・東京都防災都市づくりに広域避難場所として位置付けられている ・緑の基本計画に位置づけられており、都市の緑地の計画的かつ効率的な確保に資する
下連雀緑道 三鷹市	5	633	誘致距離： 誘致圏人口： 7.0 km 363.1 万人	621	1.0	・地域防災計画に延焼遮断帯として位置付けられている ・近隣、地区公園の整備率が25%以下の地区での公園整備
万蔵院台緑地 日野市	4	18	誘致距離： 誘致圏人口： 1.5 km 2.1 万人	6	3.3	・東京都の広域緑地計画である緑の東京計画に位置付けられている ・国有地を活用した公園整備
中里一丁目緑地 清瀬市	6	98	誘致距離： 誘致圏人口： 1.5 km 4.3 万人	5	19.1	・国有地を活用した公園整備 ・絶滅危惧種等の保全
長井海の手公園 横須賀市	39	138	誘致距離： 誘致圏人口： 45.0 km 578.8 万人	107	1.3	・国有地を活用した公園整備 ・PFIスキームを活用した公園施設の整備
六国見山森林公園 鎌倉市	6	268	誘致距離： 誘致圏人口： 3.0 km 10.1 万人	18	14.5	・環境ふれあい公園 ・公園の緑被面積率が約90%
引地川鶴沼緑道 藤沢市	8	23	誘致距離： 誘致圏人口： 0.8 km 1.4 万人	10	2.2	・市町村防災計画に避難路として位置づけられており、自治体の避難地面積が増大する ・管理の住民参加を予定
渋谷4号公園 大和市	6	22	誘致距離： 誘致圏人口： 0.8 km 2.0 万人	5	4.9	・渋谷（南部）土地区画整理事業との連携 ・計画・設計への住民参加を予定 ・DID区域内の公園整備
芹沢公園 座間市	130	164	誘致距離： 誘致圏人口： 15.0 km 395.0 万人	130	1.3	・座間市地域防災計画において、広域避難場所として位置付けられている ・計画・設計への住民参加を予定
相模が丘地区 座間市	13	190	誘致距離： 誘致圏人口： 0.8 km 13.0 万人	25	7.7	・座間市地域防災計画において、自主防災組織一時避難地として位置付けられている ・緑の基本計画に位置づけられており、都市の緑地の計画的かつ効率的な確保に資する

西山なろう原公園 山形村	6	82	誘致距離： 誘致圏人口： 6.0 km 0.9 万人	8	9.9	・健康運動施設整備事業 ・カントリーパークの整備
千葉市総合スポーツ公園 千葉市	82	483	誘致距離： 誘致圏人口： 20.0 km 279.0 万人	430	1.1	・災害時における広域防災拠点となる防災公園の整備 ・高度処理水を生活用水等に利用
野毛山公園 横浜市	9	40	誘致距離： 誘致圏人口： 20.0 km 746.0 万人	14	2.9	・緑の基本計画に位置づけられており、都市の緑地の計画的かつ効率的な確保に資する ・観光等地域活性化への貢献
北の森公園 横浜市	125	154	誘致距離： 誘致圏人口： 20.0 km 881.0 万人	106	1.5	・緑の基本計画に位置づけられており、都市の緑地の計画的かつ効率的な確保に資する ・公園の緑被面積率が約90%
小菅ヶ谷北公園 横浜市	100	102	誘致距離： 誘致圏人口： 20.0 km 575.0 万人	90	1.1	・緑の基本計画に位置づけられており、都市の緑地の計画的かつ効率的な確保に資する ・公園の緑被面積率が約95%
柿崎町総合運動公園 柿崎町	15	15	誘致距離： 誘致圏人口： 35.0 km 37.7 万人	13	1.1	・健康運動施設整備事業により、身近な場所での健康づくりの場が確保される ・避難収容施設の整備により、災害時における地域の安全性向上が図られる
黒部川沿線地区 宇奈月町	9	32	誘致距離： 誘致圏人口： 3.0 km 0.3 万人	8	4.0	・公園の緑被面積率を約60%確保しており、河川と一体となった良好な自然環境が形成される ・他工事での残土を造成において流用しており、建設副産物のリサイクルが推進される
名塚公園 浜松市	45	442	誘致距離： 誘致圏人口： 1.5 km 9.6 万人	33	13.5	・緑の基本計画に位置付けられている ・一次避難地となる防災公園
浜北新都心及び周辺地区 浜北市	4	3	誘致距離： 誘致圏人口： 0.8 km 1.5 万人	2	2.3	・緑の基本計画に位置付けられている ・緑化重点地区整備事業である
上納池スポーツ公園 日進市	21	158	誘致距離： 誘致圏人口： 3.0 km 12.8 万人	21	7.7	・緑の基本計画に位置付けられている ・地域防災計画に位置付けられている
港南緑地 碧南市	2	19	誘致距離： 誘致圏人口： 3.0 km 0.9 万人	11	1.7	・緑の基本計画に位置付けられているバリアフリーに対応した都市緑地
中央公園 田原町	75	79	誘致距離： 誘致圏人口： 13.7 km 46.8 万人	69	1.1	・緑の基本計画に位置付けられている

霞ヶ城公園 丸岡町	11	76	誘致距離： 誘致圏人口： 3.0 km 2.3 万人	31	2.5	・緑の基本計画に位置づけられている ・古都保存法、文化財保護法等に基づく指定地及び周辺の保存（昭和25年国指定の重要文化財）
栗東健康運動公園 栗東市	27	390	誘致距離： 誘致圏人口： 15.0 km 90.1 万人	88	4.4	・緑のマスタープランに位置づけられている ・健康運動施設整備事業
飯盛霊園 四條畷市	27	42	誘致距離： 誘致圏人口： 15.0 km 237.0 万人	37	1.1	・緑のマスタープランに位置づけられている ・地方公共団体の公園同士の連携事業
摂津峡公園 高槻市	6	105	誘致距離： 誘致圏人口： 20.0 km 244.0 万人	19	5.4	・緑の基本計画に位置付けられている ・観光振興の拠点となる公園
若江岩田・花園地区 東大阪市	11	98	誘致距離： 誘致圏人口： 0.8 km 10.6 万人	11	9.4	・緑の基本計画に位置付けられている ・計画・設計への住民参加を予定
尼崎の森中央緑地 尼崎市	401	636	誘致距離： 誘致圏人口： 15.0 km 85.2 万人	523	1.2	・国体・都市緑化フェア等の主・サブ会場 ・PFIスキームを活用した公園施設の整備
城山公園 三田市	9	14	誘致距離： 誘致圏人口： 16.0 km 144.0 万人	11	1.3	・市町村地域防災計画に位置づけられている ・国体・都市緑化フェア等の主・サブ会場
うだ・アニマルパーク 大宇陀町	24	159	誘致距離： 誘致圏人口： 6.0 km 3.2 万人	55	2.9	・用地買収を行わない公園事業 ・観光等地域活性化への貢献
植山古墳公園 橿原市	33	42	誘致距離： 誘致圏人口： 1.5 km 2.8 万人	28	1.5	・緑の基本計画に位置付けられている ・観光等地域活性化への貢献
御所市総合運動公園 御所市	33	52	誘致距離： 誘致圏人口： 15.0 km 52.0 万人	38	1.4	・緑の基本計画に位置づけられている ・スポーツ型レクリエーション活動の拠点となる公園
香芝市スポーツ公園 香芝市	150	271	誘致距離： 誘致圏人口： 13.7 km 172.9 万人	168	1.6	・緑の基本計画に位置づけられている ・複数種類の災害応急対策施設の設置により都市の防災性を向上
東竹田近隣公園 橿原市	21	90	誘致距離： 誘致圏人口： 1.5 km 1.2 万人	17	5.2	・緑の基本計画に位置付けられている ・都市環境の改善（緑の相談所等）のある公園

長柄運動公園 天理市	39	333	誘致距離： 誘致圏人口：	3.0 km 3.9 万人	98	3.4	・市町村地域防災計画に位置付けられている ・健康運動施設整備事業 ・計画・設計への住民参加を予定
新庄中央部地区 新庄町	11	62	誘致距離： 誘致圏人口：	0.8 km 1.5 万人	9	7.1	・緑の基本計画に位置づけられている ・緑化重点地区整備事業
愛宕池公園 那賀町	9	22	誘致距離： 誘致圏人口：	3.0 km 2.1 万人	11	20.7	・市町村地域防災計画に位置付けられている ・健康運動施設整備事業
正連寺川公園 大阪市	69	686	誘致距離： 誘致圏人口：	4.0 km 74.4 万人	229	3.0	・延焼防止林等防災性の向上を図る ・緑の基本計画に位置づけられている ・国有地を活用している
神戸総合運動公園 神戸市	108	258	誘致距離： 誘致圏人口：	3.7 km 79.6 万人	195	1.3	・広域防災拠点となる防災公園で、H18兵庫国体のメイン会場
西神地区 神戸市	39	125	誘致距離： 誘致圏人口：	3.0 km 35.5 万人	43	2.9	・緑の基本計画に位置づけられている
西長瀬北公園 岡山市	2	16	誘致距離： 誘致圏人口：	0.8 km 1.3 万人	2	7.9	・市の障害者保険福祉計画に沿ってバリアフリー化を行い高齢者や障害者の方が利用しやすい施設となる ・緑の基本計画において緑化重点地区に位置付けられている
深原地区公園 熊野町	13	98	誘致距離： 誘致圏人口：	3.0 km 1.0 万人	14	7.2	・福祉施設と一体となった公園整備を行い、児童や身障者が安心して利用できる施設となる ・近隣・地区公園がゼロ地域に整備されるため歩いていける範囲の公園が増加する
安登公園 安浦町	11	40	誘致距離： 誘致圏人口：	1.5 km 0.4 万人	11	3.7	・福祉施設と一体となった公園整備を行い、児童や身障者が安心して利用できる施設となる ・近隣・地区公園がゼロ地域に整備されるため歩いていける範囲の公園が増加する
都心地区 広島市	8	40	誘致距離： 誘致圏人口：	0.8 km 6.0 万人	7	6.1	・市が「ワークジョブ」を実施し、計画・設計への住民参加を行った公園整備となる ・緑の基本計画において緑化重点地区に位置付けられている
東部河岸緑地 広島市	91	195	誘致距離： 誘致圏人口：	0.8 km 45.0 万人	37	5.3	・緑の基本計画において「河川緑地などの整備」として位置づけられている ・河川事業と連携した事業を行っている
城山公園 鳴門市	3	55	誘致距離： 誘致圏人口：	3.0 km 2.3 万人	7	7.6	・産業廃棄物処理事業との連携事業である ・近隣・地区公園ゼロ地域での地区公園

竹林ふれあいパーク 三加茂町	2	110	誘致距離： 誘致圏人口：	6.0 km 1.0 万人	15	7.2	・河川事業と連携した公園である ・計画・設計への住民参加を予定
城山公園 大洲市	10	50	誘致距離： 誘致圏人口：	4.0 km 3.9 万人	31	1.6	・緑のマスタープランに位置付けられた公園で、史跡（昭和32年国指定の重要文化財）を活かした整備により、観光等地域活性化に貢献
竹島公園 高知市	22	23	誘致距離： 誘致圏人口：	1.5 km 1.0 万人	14	1.6	・緑の基本計画に位置付けられている ・災害時における一次避難地となる防災公園
善蔵塚古墳公園 広川町	3	32	誘致距離： 誘致圏人口：	1.5 km 1.5 万人	5	6.8	・国指定の善蔵塚古墳を保全活用し、町の観光振興の拠点となる古墳公園を整備する
人丸公園 新宮町	10	148	誘致距離： 誘致圏人口：	1.5 km 1.6 万人	10	14.5	・緑の基本計画に位置付けられている ・近隣・地区公園ゼロ地域での近隣公園である
高雄公園 太宰府市	7	218	誘致距離： 誘致圏人口：	3.0 km 1.6 万人	14	15.1	・緑の基本計画に位置付けられている ・太宰府市防災計画に位置付けられている
千鳥ヶ池公園 古賀市	5	485	誘致距離： 誘致圏人口：	3.0 km 4.7 万人	37	12.9	・環境省の重要湿地に指定されており、緑地を保存し、希少種の保存・繁殖を図る
大谷自然公園 鞍手町	4	46	誘致距離： 誘致圏人口：	3.0 km 0.5 万人	6	7.4	・自然との共生を通じた環境ふれあい公園として、鞍手都市計画区域初めての都市公園を整備
今古賀地区 遠賀町	7	44	誘致距離： 誘致圏人口：	1.6 km 1.6 万人	9	4.9	・緑の基本計画で緑化重点地区に位置付けられている
中央地区 佐世保市	2	5	誘致距離： 誘致圏人口：	3.3 km 4.1 万人	1	4.9	・緑の基本計画に位置づけられている ・市民の憩いの場となる少子高齢化に対応した公園
菊池川水辺公園 菊池市	7	52	誘致距離： 誘致圏人口：	3.0 km 2.7 万人	8	6.7	・第4次菊池市総合計画基本構想（観光振興）に位置付けられている観光等地域活性化へ貢献する公園
お倉ヶ浜総合公園 日向市	28	88	誘致距離： 誘致圏人口：	15.0 km 16.7 万人	67	1.3	・地方拠点都市のスポーツレクリエーション拠点として位置付けられた少子高齢化に対応した公園

薬師公園 鹿児島市	5	18	誘致距離： 誘致圏人口： 0.8 km 2.1 万人	5	3.5	・誘致距離範囲内に都市公園がない ・区画整理事業と一体整備
南種子健康公園 南種子町	5	15	誘致距離： 誘致圏人口： 3.0 km 0.4 万人	6	2.7	・南種子町第4次長期振興計画の主要施策に位置付けられている ・町民の健康づくりやスポーツに対するニーズの多様化に対応する
江洲街区2号公園 具志川市	2	23	誘致距離： 誘致圏人口： 0.8 km 0.9 万人	3	8.6	・土地区画整理事業との連携 ・管理への住民参加を予定
南近隣公園 糸満市	11	112	誘致距離： 誘致圏人口： 2.4 km 3.4 万人	10	10.8	・土地区画整理事業との連携 ・誘致圏内に供用した地区及び近隣公園がない
長田門原公園 東風平町	33	135	誘致距離： 誘致圏人口： 3.0 km 4.0 万人	29	4.6	・緑の基本計画に位置付けられている ・管理への住民参加を予定
東崎都市緑地 西原町	21	114	誘致距離： 誘致圏人口： 1.5 km 1.3 万人	19	5.9	・公園の緑被面積率50%以上 ・地方拠点都市等プロジェクト支援
笹原公園 都市基盤整備公団	32	294	誘致距離： 誘致圏人口： 1.5 km 9.3 万人	27	10.6	・密集市街地にあつて、一次避難地に指定予定であり、本公園の整備により、一次避難地の目標値(2㎡/人)が確保される
神戸震災復興記念公園 都市基盤整備公団	97	191	誘致距離： 誘致圏人口： 3.0 km 14.9 万人	83	2.3	・市の地域防災計画に位置づけられており、本公園の整備により、不足している昼間人口の一人当たりの避難有効面積が1.3㎡から1.6㎡に改善される

【都市基盤整備公団事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	便益(B)		費用(C) (億円)	B/C	その他の指標による評価
		総便益 (億円)	便益の主な根拠			
寝屋川市駅東地区 第一種市街地再開発事業 都市基盤整備公団	121	205	域内便益 : 10,333百万円 域外便益 : 10,169百万円	128	1.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当地区は都市再生本部が決定した「都市再生緊急整備地域(「寝屋川市駅東地域」)」内に含まれており、当該地域の整備方針に基づき、以下のとおり事業推進を図るものとする。</li> <li>・広域幹線と駅前広場を結ぶ都市計画道路(寝屋川駅前線)の一部整備を再開発事業の中で行い、地域の課題である寝屋川駅前線の早期整備を実現する。</li> <li>・既存ストック(駅前の再開発地区における商業、業務機能)と連携し、生活・文化・学術の機能を補完する施設整備を図るとともに、周辺密集市街地の従前居住者等に対する受け皿住宅等の整備を行い、密集市街地の円滑な機能更新を促進する。</li> </ul>